

平成20年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第9号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第10号 諸般の報告について	5
報告第5号 継続費精算報告書について	5
議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	5
議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について	8
議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	9
議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
決算審査特別委員の選任	15
議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について	16

議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	16
議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	16
議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	16
予算審査特別委員の選任	23
決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選	24
議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	24
議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	24
議案第78号 教育委員会委員の任命について	26
議案第79号 教育委員会委員の任命について	26
散 会	29

第2日 9月18日(木曜日)

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	32
欠席議員	32
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32
職務のため議場に出席した者の職氏名	32
開 議	33
一般質問	33
宮 下 孝 幸 議員	33
南 波 榮 一 議員	39
田 中 元 議員	46
田 辺 雅 巳 議員	50
散 会	54

第3日 9月22日(月曜日)

議事日程	55
本日の会議に付した事件	56
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	57
職務のため議場に出席した者の職氏名	57
開 議	58
議事日程の報告	58
議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	58

議案第59号	出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について	58
陳情第7号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について	58
陳情第9号	子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情について	58
議案第60号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	60
議案第61号	出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について	60
議案第62号	柏崎地域土地開発公社定款の変更について	60
請願第7号	国の権限の地方委譲に関する請願書について	60
議案第63号	平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	62
議案第64号	平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第65号	平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第66号	平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第67号	平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第68号	平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第69号	平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第70号	平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第71号	平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	62
議案第72号	平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について	64
議案第73号	平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	64
議案第74号	平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について	64
議案第75号	平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	64
発議第6号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	65
発議第7号	出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	66
発議第8号	地域間格差を拡大する地方委譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について	67
発議第9号	「非核日本宣言」を求める意見書について	68
発議第10号	子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書について	69
発議第11号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	70
発議第12号	道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書について	71
発議第13号	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書について	72
議員派遣の件		73

委員会の閉会中継続調査の件

73

閉 会

74

署 名

75

平成20年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 11日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月12日	金	本会議第1日目（招集日） 総務文教常任委員会 社会産業常任委員会
13日	土	休 日
14日	日	休 日
15日	月	休 日（敬老の日）
16日	火	休 会（議案審査）
17日	水	決算審査特別委員会
18日	木	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
19日	金	休 会（議案審査）
20日	土	休 日
21日	日	休 日
22日	月	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 12 日)

平成20年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年9月12日(金曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第9号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第10号 諸般の報告について
- 第6 報告第5号 継続費精算報告書について
- 第7 議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第8 議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について
- 第12 議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算(第3号)について
- 第22 議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第23 議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第24 議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第25 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第26 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第27 議案第78号 教育委員会委員の任命について

第28 議案第79号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成20年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、9月8日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、南波榮一議員及び4番、田辺雅巳議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの11日間に決定しました。

◎議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第9号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第9号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によ

り、お手元に配りました請願文書表及び陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第10号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第10号 諸般の報告を行います。

初めに、去る7月18日、新潟県町村議会議長会臨時総会及び新潟県町村議会議長会創立60周年記念自治懇談会が開催され、田中副議長とともに出席してまいりました。お手元に配りました報告書のとおり報告いたします。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。8月1日に開催された8月定例会の会議結果について、中野勝正議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣結果について報告します。去る8月25日に開催された町村議会議員研修会について、田中元議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第5号 継続費精算報告書について

○議長（中川正弘） 日程第6、報告第5号 継続費精算報告書について。

町長からお手元に配りましたとおり報告がありました。

◎議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第58号につきましてご説明申し上げます。

本年8月の地方自治法の一部改正に伴いまして、関係する2つの条例を一括改正するものであります。

第1条、出雲崎町特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、議員報酬について新たに地方自治法第203条に規定されたことに伴い、本町の審議会条例第2条中の「議員の報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

次に、第2条、出雲崎町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、町報酬条例の根拠条文が第203条の2に改められたことに伴う改正であります。

また、改正自治法の施行日と合わせまして、本年9月1日から遡及適用するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

改正自治法につきましては、本年8月20日に施行されております。町長の説明のとおり、自治法203条に議会の議員の報酬が議員報酬という熟語で新たに抜き出され、規定をされております。

また、今まで203条に規定があったものが203条の2に変わったために特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の根拠条文の改正が引用で必要になったというふうなものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第58号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明申し上げます。

地方自治法及び本条例において、地縁による団体の代表者、または、その職務を代行・代理するものの登録資格につきましては、民法の法人の規定を準用しておりましたが、本年12月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる公益法人制度改革関連三法が施行されることに伴い、民法、地方自治法などの関係法令が一部改正となっております。これを受けまして、本条例第2条、第10条第1項第2号の関連部分の改正を行うものであります。

また、公益法人制度改革関連三法の施行日と合わせまして、本年12月1日から施行するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

認可地縁団体につきましては、大字などの一定区域の地縁に基づきまして形成されました団体が市町村長の認可により団体の使用印を登録し、不動産の登記名義人になることができるというふうな制度でございます。

本町におきましても、認可を受けた地縁団体につきましては5団体あります。大字川西、大字別ヶ谷、稲川自治会、大字吉川、大字松本の5団体でございます。

このたびの改正は、条例第2条、登録資格におきまして代表者が欠けた場合などの仮代表者、また特別代理人等の選任の根拠となる法令を、今までは民法を引用しておりましたが、地方自治法本法にその部分が今度規定されたというふうなことで、引用の法令が変わったということの改正でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第59号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第60号、61号につきまして一括ご説明申し上げます。

まず、議案第60号、町営住宅条例の一部改正の1点目でございますが、公営住宅は、真に住宅に困窮する所得の低い者に低廉な価格で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的にうたわれております。

しかし、入居した暴力団員による家賃の滞納や不法な居座り、他の入居者や近隣住民に対する恫喝など、全国的に多数発生していることから、国が公営住宅からの暴力団排除の方針を示したことを受け、その適正な運用を行うために条例の一部を改正するものであります。

次に、2点目でございますが、現在建設中の公営住宅9戸と、個人から買い取った住宅1戸を町営住宅として使用するため、町営住宅の設置を規定した条例第3条の別表第1に、これを加え、あわせて家賃が定額となるBタイプ1戸の月額家賃を4万円とするために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号、特定公共賃貸住宅条例につきましても議案第60号と同様に暴力団員排除を規定するための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明させていただきます。

まず、両方の議案に共通いたします暴力団員の排除に係る新たな改正でございますけれども、新規に入居を決定する時点、それから既に入居している世帯に新たに同居する者が加わる時点、あるいは既に入居している世帯の申込人が死亡または退去した場合で、それまで同居していた者が入居を承継する時点のそれぞれで、本人または同居する者が暴力団員である場合には、入居をさせないことを規定するものであります。

また、既に入居している場合で入居者本人や同居人が暴力団になってしまった場合や、暴力団であることが判明した場合には、明渡し請求をすることができるという規定をするものでございます。

また、議案第60号に係るもう一点の改正につきましては、今ほどの町長の説明のとおりでございますけれども、資料の5ページから10ページに新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第60号及び議案第61号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第62号につきましてご説明申し上げます。

まず、第7条関係につきましては議案第59号と同様に、公益法人制度改革関連三法の本年12月1日施行に伴い、監事の職務を規定する民法第59条が削除されるかわりに、新たに公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項において、監事の職務が新たに定められることに伴う改正であります。

次に、第17条、第20条、第22条関係につきましては総務省の土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い、決算時における損益計算書だけでは十分に知り得ないキャッシュ・フロー情報を示すため、財務諸表の一つとして新たにキャッシュ・フロー計算書が導入されたこと及び勘定科目が改正されたことに伴う改正であります。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第62号は、社会産業常任委員会に付託します。

-
- ◎議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第63号から議案第71号につきまして、一括ご説明申し上げます。

最初に、議案第63号の一般会計決算からご説明申し上げます。平成19年度の一般会計予算額は、当初予算30億1,100万円、平成18年度からの繰越分6,208万8,000円、途中、中越沖地震の発生に伴う復旧・復興予算を中心に、12回の予算補正で、13億2,991万4,000円を加え、最終予算規模は当初の約1.5倍の44億300万2,000円となりました。

決算額を見た場合、歳入は39億5,727万8,000円、歳出は37億5,523万3,000円となりましたが、この中には平成20年度へ繰り越す財源として9,596万4,000円が含まれております。実質収支額は1億608万1,000円の黒字となり、平成20年度に繰り越すことといたしました。

歳入決算は、前年度に比べ4億5,757万8,000円、13.1%の増加となりました。これにつきましては、7.16中越沖地震に係る復旧財源に係るものが主であり、特に国庫支出金、県支出金、地方交付税、地方債が大きくなっています。

歳入の主立ったものは、多い順から地方交付税がトップで、17億1,059万7,000円、歳入総額に占める割合は43.2%となっています。次いで県支出金4億6,239万3,000円、11.7%、町税4億4,107万8,000円、11.1%、町債4億620万円、10.3%、国庫支出金は3億9,841万4,000円、10.1%の順となっています。

歳入を自主財源と依存財源に分けますと、町税等の自主財源は8億156万1,000円、歳入全体の20.3%であり、地方交付税、国庫・県支出金等の依存財源は31億5,587万円、79.7%と、高い割合を示しております。

次に、歳出決算額は前年度に比べ3億5,723万1,000円、10.5%の増加となりました。今ほど申し上げますとおり、災害復旧費につきましては16年度災害の対応が完了した18年度と比べまして、

600%の増加となりました。

また、災害復旧に係る財源需要のため、前年度に比べ財政調整基金の積立が減少し、総務費が減となりました。

歳出の主立ったものは、民生費がトップで8億624万1,000円となり、歳出全体に占める割合は21.5%、5分の1を占めています。特に地震被災者再建支援、住宅応急修理、災害救助費等の地震対応が大きな増加の要因となっております。

次に、土木費の6億2,542万1,000円、前年比12.7%の増加であり、要因として道路交付金事業、被災対策住宅復興資金、下水道会計繰出金など、いずれも地震復旧に係るものであります。

次に、農林水産業費の3億9,196万3,000円、災害復旧費3億8,260万7,000円、総務費3億5,536万6,000円の順となっており、農林水産業費についても地震復旧による人家裏の法面復旧、農排特会への繰出金が大きくなりました。

歳出決算を性質別で見た場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は10億3,330万5,000円、全体の27.5%、4分の1を占めており、前年度比では3.0%減少しています。

また、投資的経費では普通建設事業費は5億545万5,000円となり、平成18年度より4.5%の増加、災害復旧費は3億8,260万7,000円、前年比10.2%の増加となっております。

次に、町債の平成19年度末現在高は31億8,241万円であり、災害復旧関連の財源措置としての借入れの増加に伴い、前年度比5.0%、1億5,275万1,000円の増加となっております。

また、今回からは財政健全化法に基づく財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられ、公表が義務づけられましたが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は、本町に特に問題のない数値となっております。

しかしながら、災害復旧に伴う町債の借入れが増加しており、今後とも弾力的な財政運営を図るため、さらなるスリム化を推進しながら、基金を有効に活用した中で重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてみたいと考えております。

次に、議案第64号 国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成19年度の被保険者数は2,289人、1人当たりの保険税額は5万7,049円で、いずれも前年度より47人、2,551円の減となりました。

また、保険税の収納率は95.3%となり、県内でも高い収納率となっております。

一方、老人医療受給者を除く療養諸費は3億4,145万円で、前年度より2,015万8,000円増加し、1人当たりの医療費も前年度より1万6,875円増の31万7,149円となりました。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額6億3,738万2,000円、歳出総額5億8,728万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,009万7,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第65号 老保会計決算につきましてご説明申し上げます。平成19年度の老人医療の状

況は、月平均の医療対象者が1,188人、前年度より65人の減となりました。

医療給付費は7億4,502万3,000円で、前年度より6,532万6,000円増額して、1人当たりの支弁額も6万7,210円増の62万7,124円となっています。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額8億774万2,000円、歳出総額7億8,233万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,540万6,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第66号 介護会計決算につきましてご説明申し上げます。平成19年度の要介護・要支援の認定者数は358人で、65歳以上に占める割合は19.2%となり、前年度より20人、1.3ポイント上昇しました。

保険給付費は4億7,555万1,000円で、前年度より2,168万9,000円、4.8%の増となりました。施設介護サービス給付費等の増加が主な要因となっております。

また、保険料の収納率は昨年度と同率の99.8%となりました。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額5億5,650万1,000円、歳出総額5億3,192万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,458万1,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第67号 簡水会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成19年度は、中越沖地震による水道施設の災害復旧工事や下水道管路の災害復旧に伴う水道管の移設工事を実施いたしました。

また、供給している水質の安全を24時間監視するための水質モニター設置をしたほか、海岸地区の民地埋設管の道路内への移設工事を実施いたしました。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額2億708万円、歳出総額1億9,451万4,000円、歳入歳出差引額1,256万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源の繰越明許費繰越額は600万円であり、これによる実質収支額は656万6,000円となりました。

次に、議案第68号 特生排会計決算につきましてご説明申し上げます。平成19年度は、中越沖地震により被災した個別合併浄化槽の39基の災害復旧を行ったほか、維持管理を実施いたしました。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額6,597万8,000円、歳出総額6,381万5,000円、歳入歳出差引額216万3,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

次に、議案第69号 農排会計決算につきましてご説明申し上げます。平成19年度は、中越沖地震により被災した農業集落排水施設の災害復旧を実施したほか、3処理区の維持管理を実施しました。

これらによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額4億7,417万4,000円、歳出総額4億6,108万7,000円、歳入歳出差引額1,308万7,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源の繰越明許費繰越額は640万2,000円であり、これによる実質収支額は668万5,000円となりました。

次に、議案第70号 下水道会計決算につきましてご説明申し上げます。平成19年度は、中越沖地震により被災した下水道施設の災害復旧を実施したほか、施設維持管理と町債の返済に係る費用が主なものであります。

これによりまして、平成19年度本会計の決算額は歳入総額4億7,949万9,000円、歳出総額4億5,154万3,000円、歳入歳出差引額2,795万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源の繰越明許費繰越額は1,962万3,000円であり、これによる実質収支額は833万3,000円となりました。

最後に、議案第71号 宅造会計決算についてご説明申し上げます。平成19年度はてまり団地、川西団地の分譲PRを実施し、17区画を販売したほか、5区画の仮契約を締結いたしました。

これによりまして、本会計の決算額は歳入総額4,275万9,000円、歳出総額4,207万8,000円、歳入歳出差引額68万1,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきまして、その概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書、決算審査意見書及び主要な施策の成果説明書をご覧くださいまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、志田忠護さん。

○代表監査委員（志田忠護） ご苦労さまです。それでは、平成19年度出雲崎町決算審査意見書を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。少々長くなりますので、しばらくご清聴のほどお願いいたします。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成19年度出雲崎町一般会計決算、平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町老人保健特別会計決算、平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

2、審査の期間。平成20年7月23日から平成20年8月20日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査した。

なお、審査に際しては関係職員から説明を聴取するとともに、当年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考とした。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められた。また、予算の執行等に係る事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められる。

一般会計の決算規模は、中越沖地震の影響等により、前年度より10.5%程度増加している。また、実質単年度収支は8,200万円を超える黒字となり、財政調整基金に6,800万円余を積み立てた。厳しい財政環境の中で堅実な財政運営が行われている。

経常収支比率は83.8%で、前年度より0.9ポイント上昇した。老人保健特別会計への繰出金や地方税の減収などが影響したものと思われるが、人件費は0.7%、公債費は15.8%減少しており、同比率の大きな上昇を抑制している。

なお、実質公債費比率については9.5%となっているが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べる。

特別会計については、すべての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあるが、詳しくは財政健全化に関する指標の項目で述べる。

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、19年度決算から実質赤字比率など、5つの指標について、以下のとおり本年度新たに審査を行った。

財政健全化指標。①、実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はプラス5.22%である。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲（以下「国の基準範囲」という。）は、11.25%から15%である。

②、連結実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はプラス13.54%である。赤字である場合の国の基準範囲は、16.25%から20%である。

③、実質公債比率は、前年度より1.5ポイント減少し、9.5%になっている。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっている。

④、将来負担比率は13.0%で、国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっている。

経営健全化指標。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっている。参考数値は、簡易水道事業特別会計プラス5.7%・特定地域生活排水処理事業特別会計プラス30.7%・農業集落排水事業特別会計プラス19.9%・下水道事業特別会計プラス15.5%・住宅用地造成事業特別会計プラス124.0%である。赤字である場合の国の基準範囲は20%である。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字もしくは早期健全化基準の国の基準範囲数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘すべき事項はない。

なお、各比率の算出方法など、詳細については11ページから14ページに掲載してあります。

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、当町でも甚大な被害が発生した。平成16年

の7月豪雨災害、同年10月の中越大震災の復旧事業がようやく完了した直後の被災ということで、復興に向けての多額の財政需要が懸念されたところであるが、災害公営住宅の建設も既に着手され、また道路・水道・下水道などのインフラ関係、農林水産関係の災害についても100%近く復旧できる見通しとなった中で、繰越金1億600万円余り、財政調整基金も14億4,000万円余りをキープしているなど、財政基盤の安定的な確保・保持がなされているものと認められる。

2008年度の地方財政対策で、実質交付税が5年ぶりに2.3%増となるなど、4年間続いた交付税削減の流れに歯どめがかかったとはいえ、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しいものがあるが、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられる町づくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものである。

なお、審査の概要は次に述べるとおりであるということで、4ページから71ページまででございます。

引き続き、72ページをお開きいただきたい。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。平成19年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成20年7月23日から平成20年8月20日まで。

3、審査の方法。審査に付された各基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。

4、審査の結果と意見。審査に付された各基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い、適正に運用されたものと認められる。

審査の概要は次に述べるとおりであるということで73ページまででございます。

前段にも申し上げましたが、一言申し上げますと、前年度に引き続き19年度も一般会計並びに特別会計とも黒字にて決算されました。これもひとえに関係各位のご努力のたまものと理解しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第71号まで、議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第71号まで議案9件は、9人の委員で構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第63号から議案第71号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について

議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第21、議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第22、議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第23、議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程第24、議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第72号から議案第75号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第72号、一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、1款議会費につきましては、福岡県への研修先変更による研修旅費の追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、先月の全員協議会でご説明いたしましたが、小釜谷地内、町道敷の訴訟に係る弁護士費用を計上しました。

2項徴税費では、年金からの特別徴収に係るもの、また町県民税関係の電子申告に係る電算シス

テムの改修経費などを計上しました。

4項選挙費では、7月に行われました町農業委員会選挙が無投票で終わったことによる選挙経費の減額であります。

次に、3款民生費では各項目に共通して平成19年度事業の精算に伴う国県補助金返還金を計上しております。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、被災者生活再建支援金を追加計上いたしました。また、6月に千葉県橋本美恵子さんから社会福祉のためにと、500万円の寄附をいただきましたので、社会福祉基金に一度積立いたしまして、今後目的に沿った活用をさせていただきたいと思っております。

5目老人福祉費では、19年度老保会計決算による繰越金との調整により、老保会計繰出金を減額いたしました。

2項児童福祉費では、6月定例会で補正をさせていただきましたが、これも第3子分として予備の2件を追加計上いたしました。

4款衛生費では、本年度見直しをする健康増進計画策定のための委員報償を計上いたしました。

5項環境衛生費では、本年特にハチの巣駆除の問い合わせが多くなっておりまして、補助金を追加計上いたしました。

6款農林水産業費では、大釜谷の沢の奥になりますが、新規に釜谷梅団地の造成の補助と、小学生を招いての記念植樹のための関係費を計上いたしました。また、町外の方で本町に移り住み、山谷地内で新規に就農される方の基盤となる畑地整備の支援といたしまして、新規就農畑地造成事業補助金を計上いたしました。5目農地費では、薬師堂地区の中山間事業での農村公園用地を確保しておりましたが、このたび公園敷地の整備改修費を計上いたしました。6目改善センター管理費におきましては、八手センターで当初自転車小屋について修繕で対応可能と考えておりましたが、余りにも腐食が進んでいるため、新たに建替えて計上いたしました。

2項林業費では、7月28日の豪雨による人家裏の復旧のために緑のぼんそうこう事業関係費を計上いたしました。

7款観光費では、いろいろご支援をいただいた方たちのために、ジェロの写真集をということで100冊分の購入費を計上いたしました。また、良寛記念館が10月30日から東京新宿住友ホールで良寛生誕250周年を記念し、遺墨展を計画・予定しておりますが、そこにかかる費用の補助金を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、4月の臨時会で船橋地内の町道宮ノ下線の測量設計業務の補正をお願いいたしましたが、このたびは用地買収、物件補償費、工事費を計上し、また道路交付金事業の追加で町内20カ所程度の、主に修繕工事費を追加計上いたしました。

9款消防費では、本年の点検により、屋外局のスピーカーに不備が出ているものがありますので、修繕費を追加計上いたしました。

10款教育費では、中学校の準要保護生徒就学援助費において、追加の申請分を計上いたしました。
11款の災害復旧費、1項農林施設災害復旧費では、昨年の中越沖地震、また本年の7月18日豪雨による町単農業用施設、農地災害復旧事業補助金を計上いたしました。

また、2項公共土木施設災害復旧費におきましても、本年7月28日の豪雨による道路、河川災害に係る災害査定、本復旧工事費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として分担金、国県支出金、寄附金、繰入金、雑入、町債を計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ9,212万円を追加し、予算総額を33億6,688万9,000円とするものであります。

次に、議案第73号 国保会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、平成19年度の実績に基づき国庫負担金及び療養給付費等交付金について精算するもので、国庫負担金の追加交付相当額を国保運営準備基金に積立て、超過交付となった療養給付費等交付金を返還するものであります。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ550万8,000円を追加し、予算総額を5億7,499万3,000円とするものであります。

次に、議案第74号 老保会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、平成19年度の実績に基づき国県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金について精算するもので、国県負担金等の追加交付額及び前年度の繰入金超過額を一般会計へ繰出すものであります。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ3,644万2,000円を追加し、予算総額を1億2,274万2,000円とするものであります。

次に、議案第75号 介護会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。このたびの補正は、平成19年度の実績に基づき国県支出金及び支払基金交付金等を精算するもので、国県負担金等の追加交付相当額を介護給付費準備基金に積立て、超過交付となった国県補助金等を返還するものであります。

これによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ916万3,000円を追加し、予算総額を5億1,816万3,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに3特別会計の補正予算につきましてその概要を一括ご説明申し上げましたが、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

まずは186ページ、事項別明細書の歳出からお願いいたします。議会費につきましては、説明を省

略させていただきます。

続きまして、総務費でございます。職員手当、これにつきましては職員の扶養手当の増加分などについてでございます。あと、企画費の需用費、これにつきましては印刷製本費の追加でございますが、ふるさと納税のPR用の写真を使った年賀状でまたPRを関係者にお送りして、また来年に向けてお願いしたいなというふうなことで印刷製本費の追加でございます。負担金補助及び交付金、これは毎年過疎債を使った実績によりまして、県の過疎の協議会のほうから負担金の請求が来ておりますが、昨年度の過疎債の借り入れが多かったというふうなことでこのたび追加分で4万円来てございます。

徴税費につきましては、電算システムの関係、これは町長の説明のとおりでございます。

続きまして、選挙費につきましても説明のとおりでございます。

188ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務費の関係、中越沖地震の被災者生活再建支援金の追加でございます。半壊以上の方々が対象になりますが、148件分、今回で全額予算計上というふうなことでございます。あと、積立金500万円、これは町長の説明のとおりでございます。歳入の寄附金と連動しております。社会福祉基金に積み立てまして、またご利用させていただくというふうなことでございます。障害者福祉費につきましては、これは100%の県の補助金でございますが、みのわの里の入居者分の生活支援員の強化というふうな措置のために扶助費で計上したものでございます。以下、平成19年事業の精算に伴う国県補助金の返還金が続きます。

それと、189ページ、児童福祉総務費の報償費、「子は宝」支援金の追加でございます。町長の説明のとおり第3子と予備の計上2件で60万円でございますが、本年の合計といたしましては第3子が5件、第4子が1件というふうなことでございます。予算上は、あと1件予備があるというふうなことでございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。4目健康増進費の医療器具修繕、これは海岸公民館で自動血圧計を設置してございますが、この部分の修理でございます。それと、5目の環境衛生費、これも町長の説明のとおり、本年特にハチの巣の問い合わせが多くなっております。町の補助というふうなことで30%補助してございますが、今回その分の追加というふうなことで計上してございます。

それと、191ページ、この関係は釜谷梅団地造成事業補助金、新規就農畑地造成事業補助金、次の薬師堂地区農村公園改修工事、これにつきましては資料といたしまして、位置図を用意してございますので、またご覧をいただきたいと思っております。それで、釜谷梅団地造成事業補助金についてでございます。50アールの団地というふうなことで80%補助でございます。200本程度の梅を植栽というふうなことでございます。

ここで関連いたしまして、今回のこの釜谷梅団地の造成、また次の7款商工費でお願いします良寛記念館の遺墨展補助金、これにつきましては実は昨年、東京電力が県に30億円を実施の関係で寄

附をいたしました。その寄附金事業に該当するようにと現在県と協議をしております。今週10日の新潟日報に掲載されておりましたが、本町は3,000万円の交付額というふうなことであります。補助率は10分の10というふうなことで100%補助ということで、またそのほかにも今後お願いすることになりますが、酪農組合への経営安定運営費の補助、また既にこれは当初予算でも計上済みでございますが、各会計の、公営企業会計になりますが、簡水、下水道関係の災害復旧に係る起債の元利償還金が今後出てまいります。この部分の元利償還金の20%もこの事業の該当になるということで、3,000万円のうち、ほとんどがこの元利償還金の20%に当たる部分に当たりますが、また次の議会で、元利償還金ということで後年度になりますので、一度基金を造成いたしまして、一括県から補助金を3,000万円受け入れまして、その年度年度で取り崩していくというふうな対応にさせていただきたいと考えております。したがって、まだ未確定の部分、協議中でございますが、県のほうから、実は知事のヒアリングありまして、これとこれとこれというふうな幾つか申請した中で出雲崎は、ではこれとこれを検討しなさいというふうな、これでいきましょうというふうな調整をしているところでございますが、まだ確定してございませんので、今回の予算には計上してございませんが、次の議会で県補助金、また基金条例、お願いすることとなります。よろしくお願いいたします。

続きまして、新規就農畑地造成事業補助金280万円でございます。これは、先ほど説明のとおり山谷地内での2団地になりますが、50アール、5反歩の造成ということで、これも80%補助というふうなことでございます。続きまして、農地費の薬師堂地区農村公園改修工事、これは柿木の神社前になりますが、ここにケートボール利用可能な整備を農村公園として図るというふうなものでございます。改善センターの自転車小屋につきましては、町長の説明のとおりでございます。

続きまして、林業費の林業振興費でございますが、緑のばんそうこう工事、これは説明のとおり7月28日豪雨によるものでございまして、人家裏、人家脇に係る7カ所の工事でございます。

続いて、192ページでございます。職員手当につきましては、これはイベント関係で商工費のほうでの部分で追加でございます。観光費の消耗品費の追加、これはジェロのフォトエッセイ100冊分のものでございます。それと、300万円の良寛生誕250周年記念補助金、これは先ほど申し上げましたとおり、寄附金事業で対応を考えております。財源として対応を考えているというふうなことでございます。

土木費につきましては、道路橋りょう総務費、一般職員給減、これは公共土木災害へ組み替えというふうなことでございます。それと、道路維持費につきましては立ち木伐採料、これでございますが、この役場の下の川西6号線、役場のこの下の曲がり角になりますが、仲野鉄也さんの山というか、斜面になります。カーブで見通しが悪くなっているというふうな状況でございますが、伐採と立木補償、地権者からご了解いただいて、見通しをよくというふうなことで今回計上していただきます。続いて、193ページ、道路新設改良費についてでございます。これも町長の説明のとおり、宮ノ

下線につきましては、測量関係は4月をお願いいたしましたが、今回は用地補償、そして一部の工事費を計上してございます。あと、道路交付金事業につきましては六郎女線ほかということで20カ所程度になるかと思いますが、地震後の補修の部分でございます。最終的には、交付金事業につきましては7,000万円の予算というふうなことになります。また、補助率につきましては、これ65%補助というふうなことでございます。

次に、住宅関係費でございます。報償費の住資源利活用促進報奨金、これはてまり団地の1軒分の照会があったもののものでございます。続いて、火災保険料は災害公営4と一般公営5棟分でございます。それと住宅建設費、財源更正につきましては、これまた歳入で出てまいります、公営住宅災害公営で越後のふるさと木づかい事業、これは歳入のみになります、歳出はもう組んでありますので。この事業に、県の事業に該当いたしますので、県内産杉を利用して、公営住宅を利用してその条件に合っているというふうなことで事業費の100分の5が補助金として受け入れになるというふうなことで、歳入のみでございます。

続きまして、194ページ、お願いいたします。消防費の関係ですが、防災対策費の施設修繕料の追加、これは海岸地区が主になりますが、防災無線設置から13年経過してございます。屋外局につきまして、やはりスピーカーが4方向に出ておりますが、特に海岸地区の場合、異常が出てきておまして、4方向とも聞こえないわけではないのですが、1カ所、1つ、また2つがちょっと調子が悪くなっているというふうなことで6月に点検をしておりますので、今回その部分の修繕をお願いしたいというふうなものでございます。あと、災害時非常用物資につきまして、これは昨年一部水以外のもので備蓄をしておりましたが、実は水につきまして昨年宮城県の栗原市から水を支援いただきまして、1万本支援いただきまして、それを備蓄というふうなことでとりあえず1年間持っておりました。しかしながら、9月で賞味期限が切れるというふうなことでこのたび水の備蓄用で購入をさせていただきたいということで、本町5,500人とした場合、県からのいろいろ調整の中で800リットルを用意というふうなことで500ミリのペットボトルを1,600本というふうなことで今回予算を上げさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

中学校費につきましては、町長の説明のとおりでございます。

あと、195ページ、社会教育費、文化財保護費、良寛堂補修用玉砂利というふうなことで良寛堂の周りの黒い石の補修というふうなことで黒玉砂利をというふうなことで予算上げてございます。

195ページの11、災害復旧費、これにつきましては、先ほどの町長の説明のとおりでございまして、中越沖、また7月28日の豪雨というふうな部分で計上してございます。

196ページ、これは公共土木施設災害復旧事業費でございますが、これも先ほどの町長の説明のとおりでございます。7月28日の豪雨に係る部分の復旧部分でございます。

以上で歳出でございまして、182ページ、今度は歳入のほうをお願いいたします。182ページ、分担金でございます。これは、歳出でございましたとおり、緑のばんそうこう事業、事業費の10%分

担金というふうな部分でございます。

災害復旧費国庫負担金、これは3分の2を計上してございます。

国庫補助金につきましては、歳出でございましたとおり、地方道路交付金の追加というふうなことで65%補助でございます。

183ページで県支出金の部分で民生費の県補助金、県障害者自立支援関係は、先ほど説明のとおり100%のものでございます。それと、農林水産業費県補助金の農地・水・環境保全関係、これにつきましては藤巻、滝谷がこれに該当しておりますが、これは活動組織の育成というふうなことで、これは町分に受けた事務費の分でございます。あと、林業費のばんそうこう事業、これ50%補助。それと、土木費の県補助金の越後のふるさと木づかい事業補助金、これは先ほど申し上げましたとおり、歳入のみというふうなことでございます。

あと、18款寄附金につきましては、さっき町長の説明のとおり千葉県習志野市の橋本美恵子さんの寄附というふうなことで6月10日に寄附をいただいております。ご両親とも出雲崎町出身で、疎開をされていたというふうな部分でのいろんなかかわりの中で本町にと、社会福祉のためにとというふうな寄附でございます。

続きまして、184ページにつきまして、老人保健特別会計繰入金につきましては町長の説明のとおりでございます。精算に伴うものでございます。介護保険事業についても、繰入金につきましては同様でございます。

それと、基金の繰入金で財政調整基金の繰り入れ、これは財源調整のために減額としております。

それと、185ページ、町債でございます。緑のばんそうこう事業債、自然災害防止事業債、さらに公共土木施設災害復旧事業につきましては、現年発生災害復旧事業債、それと交付税の決定に伴いまして、臨時財政特例債につきましても決定いたしましたので、追加をいたしました。

歳入は以上でありまして、179ページ、第2表、地方債補正をお願いいたします。歳入、22款町債で説明いたしましたとおり、緑のばんそうこう事業は新規の追加、680万円の限度額の設定であります。

また、公共土木施設災害復旧事業は410万円の追加、臨時財政特例債は普通交付税の決定に伴うもので320万円の追加の変更でございます。

次に、197ページ、特別職給与明細書をお願いいたします。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、選挙関係で農業委員関係の選挙がなかったというふうなことでその分の特別職の分の減額となっております。

続きまして、198ページは一般職についてでございます。職員の扶養に係るものの各手当の追加、また農業委員選挙の時間外手当等の減によるというふうなことでございます。

次に、200ページにつきましては、今回の町債の補正を整理した調書となっております。

以上で補足を、一般会計の部分につきましては終わらせていただきます。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（中川正弘） 次、行きます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） では、引き続きまして、議案第73号の国保会計の補正につきまして若干補足説明をさせていただきます。

補正予算書の200ページ、201ページをお開きいただけますでしょうか。上段、歳入、下段、201ページ、歳出になってございます。

まず、歳入のほうでございますが、歳入の国庫支出金につきまして平成19年度の療養給付費負担金の交付不足分の305万9,000円が本年度追加交付を受けるものでございます。過年度分の国庫補助金になりますので、充当する経費はございませんので、201ページの9款基金積立金のところで国保運営準備基金に積み立てるものでございます。これによりまして、同基金の残高は1億5,895万8,000円となるところでございます。

続きまして、議案第74号 老保会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。補正予算書の206ページ、207ページ、お開きいただけますでしょうか。

まず、歳入につきまして説明いたします。1款支払基金交付金から3款県支出金までは、19年度の交付額に不足がありましたものを今年度追加で交付を受けるものでございます。

また、207ページの繰越金につきましては、19年度の繰越金2,540万6,000円ございますが、これを全額予算化いたしました。

次に、歳出のほうの説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして、209ページ、ご覧いただけますでしょうか。一般会計への繰出金でございます。19年度の老人医療費につきまして一般会計から支弁する額、いわゆる医療費給付額の10分の1に相当する額でございますが、こちらを精算いたしまして、超過となりました3,636万3,000円を一般会計のほうに繰り出すという補正でございます。

最後に、議案第75号 介保会計の補正につきましてご説明申し上げます。補正予算書の214ページ、215ページをご覧いただけますでしょうか。

まず、歳入につきまして説明いたします。3款国庫支出金から5款県支出金までは、19年度の交付額に不足がありましたものを本年度追加交付を受けるものでございます。これら過年度分の追加交付につきましては充当経費はございませんので、国保会計同様、216ページ、歳出におきまして4款基金積立金で同額784万2,000円でございますが、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。これによりまして、同基金の残高が3,044万8,000円となります。

以上でございます。よろしくご審議願います。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第75号まで議案4件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第75号まで議案4件は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第72号から議案第75号まで議案4件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩します。

（午前10時40分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

◎決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に田中政孝議員、副委員長に宮下孝幸議員が、予算審査特別委員会では、委員長に田中政孝議員、副委員長に中野勝正議員がそれぞれ互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中川正弘） 日程第25、議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第26、議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案2件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第76号及び77号の固定資産評価審査委員会委員の選任について一括ご説明申し上げます。

まず、議案第76号につきましては、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております池田信吉委員の任期が平成20年10月3日をもって満了となります。その後任として川東の佐藤勝次氏をお願いいたしたく、提案するものであります。

次に、議案第77号につきましてご説明を申し上げます。同じく委員をお願いしております棚橋栄作委員の任期が平成20年10月3日をもって満了となります。その後任として、立石の森山一郎氏をお願いいたしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） この際、しばらく休憩します。

（午前10時43分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。

最初に、議案第76号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号及び議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号及び議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第76号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、議案第77号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第78号 教育委員会委員の任命について

議案第79号 教育委員会委員の任命について

○議長（中川正弘） 日程第27、議案第78号 教育委員会委員の任命について、日程第28、議案第79号 教育委員会委員の任命について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第78号及び79号の教育委員会委員の任命につきまして一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第78号につきましては、委員をお願いしております日浦弘子さん、委員の任期が平成20年10月26日をもって満了となります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、教育委員の保護者の選任が義務化されたことから、後任として、教育に熱意があり、現在小学校2年生の保護者であります吉水の内山

才子氏をお願いしたく、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第79号につきましてご説明申し上げます。同じく委員をお願いしております村越隆夫委員の任期が平成20年10月26日をもって満了となりますが、村越氏は今まで2年5カ月の間、委員としてご尽力され、経験も積まれてこられた方であり、引き続いて委員をお願いいたしたく、ご提案申し上げますものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

[何事か声あり]

○議長（中川正弘） 暫時休憩します。

(午前10時48分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

○議長（中川正弘） 今ほどの提案理由を撤回し、新たな提案理由の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（小林則幸） では、大変失礼しました。提案理由につきまして改めてご説明申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

ただいま上程されました議案第78号及び79号の教育委員会委員の任命につきまして一括ご説明申し上げます。

議案第78号につきましてご説明申し上げます。今まで委員をお願いしておりました村越隆夫委員の任期は平成20年10月26日をもって満了となりますが、村越氏は今まで2年5カ月の間、委員としてご尽力され、経験も積まれてこられた方であり、引き続いて委員をお願いいたしたくご提案を申し上げますものであります。

次に、議案第79号につきましては、委員をお願いしております日浦弘子委員の任期は平成20年10月26日をもって満了となります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、教育委員の保護者の選任が義務化されたことから、後任として、教育に熱意があり、現在小学校2年生の保護者であります吉水の内山才子氏をお願いいたしたく、ご提案を申し上げますものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） この際、しばらく休憩します。

(午前10時50分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。

最初に、議案第78号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

次に、議案第79号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号及び議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第78号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

次に、議案第79号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから採決します。

最初に、議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時52分）

第 2 号

(9 月 18 日)

平成20年第5回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年9月18日(木曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 最初に、7番、宮下孝幸議員。

○7番（宮下孝幸） それでは、私のほうから本日2点にわたりご質問申し上げるわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目であります。防災無線システムについてということをお伺いいたします。県下市町村の中にあっても、いち早くこの防災無線システムを導入をされました当町の姿勢は、まさに先進的ともいえ、住民の安全、安心を守るという観点から高く評価されるべきと考えております。財政上、本年度におけるデジタル方式への転換は見送られたわけではありますが、本年度国から発信をされます津浪情報や火山情報、あるいはまた他国によるミサイル発射情報に至るまでを伝える消防庁の災害瞬時警報を速報として町民にダイレクトに伝達をする新たな取り組みは、なお一層当町における防災無線の有効活用という観点から、大変歓迎すべきと高くまた評価をするところであります。

ご存じのように7.13水害の地域、三条市や旧中之島地区におきましては、災害時の伝達方法が広報車によって行われたため、緊急避難情報の徹底がおくれ、そのためか、多くの尊い命が犠牲になったと言われております。これを見ても緊急事、いち早く、正確な情報をすべての住民が共通情報として共有することがいかに大切であるかということも理解ができるところであります。

しかし、また一方で、その先進的な取り組みがなされている当町ではありますが、大水害や2度にわたる大地震の経験を持つ当町町民の皆様から、集落により防災無線が聞こえないという、そのような声も聞かれるようであります。当然室内においては、個別受信機の設置により、おおむね問題はないものと考えられるわけではありますが、問題は屋外にありまして、外部拡声機、いわゆるスピーカーの設置がなく、設置位置から遠い、つまり音源から距離の遠い集落によってこのようなお訴えをいただくところでありますし、災害時はおおむね個人の緊急避難対応として、まず外に出るという行動が一般的であります。いつ起こるかかわからない、そのような災害時に屋外に置き、住民が頼りとするべき外部拡声機から避難情報や災害情報、あるいはまた避難指示などの大切な情報がもし

万一届きにくいとするならば、せつかく先進的なシステムを持っていても意味をなさず、つまり宝の持ちぐされとなってしまふわけでありませう。

私もこのお訴えをいただき、無設、いわゆる無設置集落でありますが、朝7時前に出向き、デジタル騒音計をもって、つまり音の音圧をはかる機械でありますけれども、これを持ち込んで測定をかけてみました。結果、無音に近い、いわゆる静肅時、静かな状況であります、ちょうどこの日は屋外、そよ風が吹いておりまして、通常でありますと大体30デシベルぐらいが平静な静肅時ということであります。しかし、風の音も拾いますから、当日は40デシベルという音圧がありました。そして、チャイムの発信時であります。朝の時報のチャイムの発信時には、最高値で47デシベル、その差わずか7デシベルということであります。この40から47デシベルという数値は、家庭内における日常会話やエアコンの室外機、いわゆる生活音レベルの小さな数値でありまして、静肅時に比較して7デシベル増、7デシベルの増というのは、この音圧はわかりやすく申し上げますと、ささやき声か小さな声で話す、その程度の音量変化と言えます。

しかし、また一方でこの拡声機、つまりスピーカーの設置位置の選定というのは大変難しく、話す人の声質、つまり周波数、あるいはまたそのときの風向きなどにも大きく左右されるわけありますし、さらにまた近くに多くあればいいというものではありません。むしろその場合、音が重なる重層幻想というようなものが起きて、さらにまた不明瞭になってしまうという大変難しい問題もあるわけあります。

しかし、また災害時、人はだれといえどもパニックに至るわけでありまして、だからこそ真っ白なその節に正確な情報や避難誘導が明瞭に全町民に伝達をされる必要があるわけあります。「災害は忘れたころにやってくる」というような格言は、近年におき既に死語となっている今現在、行政として防災無線の外部状況はもとより、高齢者世帯の内部受信機も含めて、総点検をし、不備あれば当然適切な対応を講ずるといふ必要があるものと考えているわけあります。

ただし、75歳以上の高齢者の皆様を1,000人以上抱える当町でありますから、若い役場の職員の耳認識ではなくて、日中留守をあずかっておられる高齢者の皆さんの耳でもしっかりと確認のできるか否かを基準とすべきは当然言うまでもございませぬ。この件に関し当局の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまの宮下議員さんの防災行政無線屋外局の整備ということのご質問でございますが、お答えをしたいというふうに思っております。

今後の対応につく前に、本町の防災無線の現状について若干説明をさせていただきます。本町の防災行政無線は、今お話にもございましたように平成6年、7年の両年にわたりまして整備をして、現在13年目を迎えておるといふところでございます。現在時間の経過とともに、個別受信機の故障とか、屋外局の故障が徐々に出てきておるといふのが現状であります。特に今回一般会計補正予算でお願いしておりますところの屋外局の塔の上にありますところのスピーカーがついております

が、遠くへ飛ばすストレートホーン2個、横に広がるフレックスホーン2個の方向、スピーカー遠近を対応しております。近年海岸部のものを中心に故障ができており、今回も部分的なスピーカーの修理をお願いしているところでもあります。

また、最近多様な電波状態の変化についても、個別受信機の受信状況は大変悪くなりまして、今まで受信をできておったものが急に受信ができないというようなことで、そういう事態が頻繁に起きているというところがございます。それに対応するために、私たちも個別対応しながら外部アンテナを設置する等々の対応をとっておるところでございます。

設置当初は、当然屋外局のどの位置にどう建てるかということにつきましては、専門家から電波の状況を十分綿密に調査していただきまして、全町を網羅するということを大原則に、設置をしておるところでございますが、今お話にもございますように、現実的には気象状況の影響とか、そのときの風の状況とか、また沢々等々においては聞こえにくい箇所も発生しているということも今ご指摘のとおり私たちも承知をしておるところでございます。

本町は、本年予定をしておりますところの、先ほどもお話がございましたが、ジーアライトいわゆる消防庁の全国瞬時警報システム、これは全戸無線を利用しまして、緊急事の地震速報などを本町の防災行政無線に自動的にひとつ起動させまして屋外、あるいは特別受信機で通報するわけですが、これは要するに先ほどご指摘がございましたが、個々の受信機の音質とか、そういうものにかかわらず、一定の大きな音で通報するというシステムになっております。通常時の録音放送は、大変やっぱりその人によりまして、音質なり大きさなりによりまして、大変聞きやすかったり、聞きにくかったりということでご指摘をいただいているところでございますが、こういう点も放送する職員からもしっかりと認識をしてもらって、今後十分ひとつ対応できるようにしてもらいたいというふうに考えておるわけでございます。

今回のシステムの導入は、アナログからデジタルと、どちらでも対応できるようになっておりますが、今後はデジタル化をする場合、一部の改修で利用可能ということもありますが、本町のアナログ機器におきましては現在に対応、今申し上げましたように可能ではございますが、将来的に考えますと、そう遠くない時期に、しかも先ほど申し上げましたように、導入後15年スパンで部品の調達が大変厳しくなってきたおるとい状況が目前にきております。屋外局の増設につきましては、今後遅かれ早かれ、数年のうちにデジタル化への準備を進める必要に迫られることとなりますので、同時に今ご指摘のような全町の屋外局の受信範囲、状況というものにつきましては十分精査、調査を含めまして、見直しをいたしまして、ある程度皆さんから受けとめをいただくようにしてまいりたいというふうに考えております。人命はお金にかえられないわけでございますので、当時は約1億円ちょっとで整備ができたわけでございますが、最近の整備の市町村等々について考えますと、大体出雲崎町のこの地形なり人口というものを加味しますと、予想ですが、3億円以上かかるだろうというように想定をしております。

そういうことをございますので、それらの事業実施につきましても起債事業の対応とか、あるいはまたその整備に向けての基金づくりというようなものについても速やかに対応しながら、できるだけ早い時期にそういう整備に向けての起動してまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、そのようにひとつまたご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 町長、今ご回答いただきまして、数年後デジタル化に準じて不備あらば整備も考えていきたいと。大変結構な答弁いただきました。結構な答弁でありますので、これ以上責め立てるような質問はしないようにしなければなりません、ちなみに参考まででありますので、せっかく私資料をちょっと用意をいたしました。書きとめていただいて結構であります。

先ほど言いましたように、47デシベルという、いわゆる昔ホーンと言っていた音のサイズですね。この大きさがどの程度のものなのかということではちょっとお示しを申し上げますが、いわゆる水洗トイレの流す音、あるいはまた車のアイドリングの音、これが大体おおむね60デシベルと。そして、60デシベルぐらいの音というのは、いわゆる普通の日常会話の音のレベルなのです。そしてまた新幹線の車内、あるいはまたドライバーの音というのは70デシベルあります。ということは、47デシベルというのは人間の耳にとってそう大きい音ではないということが確認できるのです。ぜひひとつ予算の問題もありますが、先ほどおっしゃいましたとおり、お金にかえられないものは人命であるということでご努力をいただければということをお願い申し上げまして、2番目の質問とさせていただきます。

それでは、2つ目の質問に入りますが、人口流出と職員の規範意識についてということになります。本年5月に挙行されましたマリレビューウエディングにより、町外より若きお2人が当町の新しい世帯として、あるいはまたカップルとして誕生いたしましたことは、為政に携わる者として、あるいはまた一町民として心より歓迎を申し上げるところであります。私も過去の議会の議事録を検証させていただきますと、類似した質問を先輩議員であります南波先生のほうからも出されているようではありますが、あえて他町村より若きカップルをお迎えをいたしましたこの時期であればこそ、再度類似したこの質問をさせていただくことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

世紀東急工業より、税を投じて購入をいたしました現在のてまり団地、およそ100坪程度のこの土地を無償で提供してまでも求めた新しいカップルの誕生であります。もちろん前後重複をいたしますが、私もまた大変画期的な施策と高く評価をさせていただくところであります。

しかし、町民の皆様には、この若きカップルの誕生を心より歓迎を申し上げると同時に、また別なご意見も持っておられる方も少なくございません。私のもとへ寄せられました複数のご意見を要約いたしますと、おおむね次のようになりますので、ご紹介を申し上げます。

たとえ税金の投入をしたとしても、若い世帯がこの町に増えることは、この町の将来を見据えたとき、大変賛同すべきことである。しかし、その一方で近年、世帯を継承すべき立場にありながら、

若き職員が結婚を機に、自ら求めてこの町を離れていくのはいかがなものか。人口増、定住促進の立場を常在において考えていかなければならない立場の者が、自ら住めない程度の町へどのようにして人様に住んでくれと言えるのか。税金投入をし、新たなカップルの誕生を見ためてたいこの時期であればこそ、職員は公務員という自覚、町職員という規範意識を持つべきではないのか。さらにまた、もう少し過激な極論を寄せられる方にあっては、出ていくなら、役場の職員をやめてから出ていくのが筋ではないかなどと、大変厳しいご意見もまたいただいているところであります。

おおむね雑駁な説明で大変恐縮でありますけれども、このような厳しいご意見があることは、現存することは事実でありまして、しかしまた私個人といたしましては、私生活におき、たとえ職員といえども個人が持つ人権や私生活における死活権、これは民法において人の尊厳として正規に保障されているわけでありまして、それぞれにおき私的な生活事情をかながみて、個人の最終判断である以上、一律規則により規制をしたり、あるいはまた職務上の命令等により拘束をするというようなことはこれはなじまないわけでありまして。

しかし、また一方で納税者という立場、この視点で物を考えてみたとき、つまり立場を変えて眺めたとき、あながち的外れな、法外な意見とも言えません。政治に携わる我々も、行政に携わる職員もそれぞれにおき主権者である町民に対し背信行為ともとられかねない行動だけは厳に謹んでいかなければならないわけでありまして。大変微妙でデリケートな問題ではありますが、今後におき公務員の責務の履行と規範意識の高揚を町長はどのように指導され、処していられるのか、そして現状実態というものを若干つけ加えてその所見を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 大変厳しいご指摘をいただいておりますが、ご指摘のとおり近年てまり団地、あるいは川西団地の造成、さらにマリレビューウエディング等々につきましては、本町のアピールと町外から定住人口を求めて進めておる施策であります。

ご質問のように、職員が町外で居を構えることにつきましては相反すると言われても仕方がないという思いはいたしております。このことにつきましては、今お話がございましたように、平成16年の9月でございますが、定例会におきまして南波議員から同様な質問をいただき、そのとき私が答弁をいたしておるわけでございますが、その当時は71人の職員中に町内が53人、町外が18人、4分の1は町外から通っているという状況でありました。内訳といたしましては、採用当初から町外が6名、結婚によりまして相手の家への同居が5名と、その他個人的な事情が7名となっております。職員一人にそれぞれの家庭事情なり、いろいろの事情があるわけでありまして、これを強制するということはできないわけではございますが、機会をとらえた中におきまして町内での居住を何とか前向きに考えていただくようなことを促してまいりたいという実は答弁いたしております。

基本的には今でも私の考え方は変わっておらないわけではございますが、最近の傾向を若干申し上げますと、現在は結婚によりまして相手の家への同居8人、採用時から町外居住の者は8人、結婚

後町外から通勤が3人と、その他の事情で町外に居を構えた者が2人と、計21人と、いわゆる今現在68人中の21人ですので約30%ですね。ご指摘のように町外から通っているというのが実情でございます。このような状況であります、平成16年度の状況から考えますと、3人増えておりますが、実際は専門職という保健師、あるいは社会福祉士の採用などにおきまして町外から4名採用しておりますので、実質的には1名減少しているというような実情でございます。傾向的には若い職員が結婚を契機に町外で親元を離れた生活ということで3名の職員が現在おります。ただ、16年以降でございますが、町に戻って家を構えたり、親元に同居したりという職員が4名おります。また、先ほどの町外3名のうち1人は、近いうちに町に戻って居を構えるということが決まっておると。まあまあ、いい傾向かなというふうに思っております。

現在職員採用の形態は、広く人材を求めるということでございますので、今後も町内、町外を問わず採用は広く人材を求めるところで進めてまいりたいと思うわけでございますし、先週の13日土曜日、来年度21年4月の採用試験の2次試験と面接を行いました。町内、町外、県外、それぞれから非常に優秀な職員が集まってきている状況もございます。結婚後の生活を町外で一時的にというようなお考えの方が多いのではないかと。また、子供さんが生まれたら、また親元に戻って子供さんの面倒を見てもらうというような傾向が出ておるかなというふうに私はとらえております。

先ほど宮下議員のお話もございました。これは、私の権限で強制をするということではできないわけでございます。ただし、今議員さんの質問も町民各位のお気持ちを代弁をされておることでもあろうかと思っておりますので、このことは率直にまた職員の皆さんにお伝えをしながら、またひとつ前向きにお考えいただけることはお考えをいただいて、意に沿うような一つの行動をされることを私も期待をいたしておりますし、また宮下議員もそうだと思うわけでございますが、そのようなことをひとつまたご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中川正弘） 7番、宮下議員。

○7番（宮下孝幸） 私も今町長お話の平成16年の9月の資料をちょっといろいろと読ませていただいて、方針は変わっていらっしゃらない。そのとおりであります。私もこれお聞きしたときに、それぞれ私自身もまたご意見というもの、今申し上げたとおりのことをお話をさせていただいたわけですが、いわゆる過疎化現象の中でせつかくいる若手が、特に役場にお勤めの方、地元が職場でありますから、どんどん出ていくような印象というものが恐らく持たれているのだろうなど。そんなことで、もちろんこういったご意見を寄せられる方も悪意があるわけではございません。出雲崎が活性していくために若い人たちが必要なのだと。なお、もって役所に勤める方であれば、地元においてほしいと、そんな願いもあって、こういうご意見というものを寄せられたのだろうなどというふうに思っております。これは、先ほどおっしゃいましたように、規則によって縛ったりすることのできないことでもありましようし、また新婚時代、私も数十年前、覚えがないわけではござい

ませんが、2人で静かに過ごしたいと、子供ができれば、じいちゃん、ばあちゃんのところへ帰ってきて、見てもらいたいと、こんなことはしょっちゅうざらんにあるわけですので、一概に町を捨てたという印象を持たれることというのは、これは間違いなのかもしれません。しかし、なるべくならば、やはり公務員意識の中であって、町に定住をし、町のために一生懸命頑張るのだということから、姿勢をひとつ見せていただければよろしいかなと、そんなふうにお願いを申し上げながら、私の質問を終わります。

◇ 南 波 榮 一 議員

○議長（中川正弘） 次に、3番、南波榮一議員。

○3番（南波榮一） 私も一部宮下議員の質問と中身は重なる部分もありますけれども、出雲崎町の今後についてということで3点にわたって質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目でありますけれども、ご承知のように平成16年の11月に3か町村の合併協議が廃止となりまして、それ以来町は単独の道を歩むということでこの単独に対する論議はかなりあったはずであります。その中で町長がかねがねそのころ力説されました、小さくてもきらりと光るまちづくり、これは何としてもやらなければならぬということでその後もこの施策が着々と進められたことについては高く評価申し上げます。その成果を見ながら、あるいは足腰の強いまちづくりができたという中で今後出雲崎町がどう進むべきかということについて、それらの成果を見ながら今後については考えようという論議がその当時あったはずでありますし、またその論議のとおり町長は着々と実行されて、この中身について言えば、個々には申し上げませんが、住宅団地の整備、販売、それから町道の2次改良、それから義務教育の児童生徒の医療の無料化等々、もろもろ含めて、かなり大きな成果があったというふうに判断いたしますし、それを踏まえながら、今後もさらにそのような施策を進めていかなければならぬと思いますので、ここで町長にその成果と、それから今後の決意をまず1点お伺いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 南波議員さんのご質問にお答えをいたしますが、今議会、平成19年度の決算認定をご審議いただいているわけですが、ご承知のように今国は地方自治体の健全化法案というものを制定をいたしまして、大変厳しくチェックをしまっております。この19年度から5項目にわたってチェックがされるわけですが、それに基づきまして我が町も、今回ご提案申し上げているわけですが、実質赤字比率、あるいは連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして公営企業における資金のいわゆる不足率というものをチェックされているわけですが、今回皆さんにも監査委員の意見書を通しながらご覧をいただいているわけですが、財政におきましてはこの実質赤字比率、あるいは連結赤字比率ともないわけですが、黒字でございます。最も指標として一番重要なポイントとなっておりますところの実質公債

費比率も18年度より1.5ポイント低下をいたしまして9.5ポイントと、これは間もなく県下のいわゆる31市町村の実態が公表されますが、まず私たち町は上位にランクされているだろうと思うわけでございます。将来負担比率におきましても、全く問題はなしと。そして、8特別会計企業におきましてもすべて黒字という数字が出ておるわけでございますし、またご指摘のございましたインフラ的な整備におきましても、道路改良率も79.6%で県下で現在第4位というところでございますし、汚水処理施設の普及率も99.3%、これまた県下第4位というところでございます。舗装率が84.5、これは若干下がりました6位ですね。水道普及率が11位というようなことで非常に財政面におきましても安定をしておりますし、インフラ整備も着々進めておるわけでございますし、福祉関係におきましても、教育関係におきましても町独自の施策を展開しながら、それなりの成果を上げておるといふうに私は、皆さんのお力添えをいただきながら自負をいたしておるところです。

しかし、今後どういう流れが出るのか。今高齢化の問題とか、特に政治、経済ともに不透明、流動化が進んでおるわけでございますので、こういう際にこそ私たちは単なるそういう一つの言葉とか理論ではない、現実をしっかりと見きわめ、時代の先取り、先を読みながらしっかりと安定した町民の各位の目線に立って行政を進めると。今ご指摘ございましたところのきらりと光るまちづくり、これは私たちの、また町民の是とするところであります。これをもとに自信を持って我が町の行政を進めてまいります。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 町長の自信持った行政執行、非常に感銘を受けます。

それと、その中で当時いわゆる町も議会も行財政のスリム化計画を立てまして、それに基づきながら強力なまちづくりをしてきたはずでありますので、その後若干、あまりスリム化でもって萎縮するという気持ちがあってはなかなか前へ出るあれが大変だということで町長も途中なかで若干必要なものについては緩やかに支援など、補助をするとか、そういう問題に取り組んでまいりましたけれども、それらもやはり基本に置いて、今度も健全な財政運営ということで町長は力説されておりますし、当面財政力は非常に確かだというふうに私どももきのうの19年度決算を見させていただいても中身よくわかりました。

そんなことで今後ともひとつこの問題に関しては力強く、あるいはまた住民が萎縮しないように、伸び伸びとできるように温かい手を差し伸べてほしいということをお願いいたします。

それから、次の第2点に移りますけれども、第2点につきましては、これは中越沖地震の被災からの復旧、復興についてという項目でこれから申し上げるわけでありまして、これに関しましては町民の被災からの立ち上がりをする意味において、5月のマリンビューウエディング、それから10月の復興祈願イベント、これは2つ大成功をおさめて、いわゆる出雲崎が地震にめげず頑張っているということを発信していただきました。これについては、一部当初は私どもも若干余りそれだけに集中し過ぎるのではないかという気持ちもありましたけれども、結果を見まして、これは

大成功だというふうに評価をいたしております。率直にいいものはいいという評価を申し上げたいと思いますし、それについてこれから若干触れますけれども、町長が先頭に立って、何としても復旧、復興をやるのだと、やらなければならないという強い使命感から行政指導いただいて、当然町も、それから被災町民も、それから一般の町民も一丸となってこれに取り組んだからこそ、この大震災から復興ができるのだというふうに思います。当初生活を直撃したこの大震災に心を痛めていただいて、本当に復興はなるのかという心配もありましたけれども、そういう努力が本当に重なりまして、復旧も終わりだと思えます。さらに、今度はそれをもとにして復興に向けていろいろ進んでおります。この中で大変ありがたいことには、災害の復興住宅、一般の公営住宅、これをあわせて着工されて年内、11月下旬か12月ぐらいでしょうか、までに9棟でしょうか、これが完成をして、今川西地内にある仮設から引っ越しができそうだというお話を町長からお聞きしました。本当に1年ちょっとでそういう仮設の住まいの皆さんがそういうところへ移ったり、あるいは自力、町の支援その他で新しく家を建てかえできた、そのようなことができたということは本当にありがたいことだし、うれしく思う限りであります。

しかしながら、復旧が終わったでこれ済むのではなくて、復興というのはやっぱり何といいましょうか、そういう被災した町民の心が本当に落ちつき、そしてそういう家なりその他の再建がきちんと終わって、生活が安定をした、安堵したというときがいわゆる復旧、復興が完了したというふうになるのだと思いますので、まだまだ町長はきっとこの問題については強い決意で臨まれると思えますけれども、その決意の一端を伺えればありがたいと思えます。お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまご指摘ございましたように、町会議員の皆さん、あるいは町民各位から大変なご支援をいただきまして、2度にわたる地震災害、あるいは途中で集中豪雨災害もあったわけですが、おかげさまで現段階におきましては公共施設等々におきましてほとんど100%復旧したという認識に立っておりますし、今またお話にもございましたように、仮設にお住まいの皆さんから速やかに恒久的な住宅にお住まいいただきたいということで災害住宅、公営住宅を、今建設途上にありますが、これも順調に進んでおりますので、お話のように何とか降雪前の早い時期に安定した生活にお戻りいただくように全力を今挙げておるというところでございます。

しかし、表面的にはこのように施設も、あるいは83%の皆さんが被害を受けておられますが、これもほとんどもとの姿に復しているとは思いますが、しかし今後におきましてこれは精神的、物的にも大変な私にご負担がかかっておるというふうを受けとめております。形の面では、確かに復旧をいたしました。しかし、今後の生活等におきましてもいろいろな面でご苦勞もあろうかなと私は拝察をしながら、行政としてなすべきものはその被災者の立場に立って目線を同じくして、最新の気配り、そしてまたいろいろなお考え、またご希望等をお聞きしながら、できるだけそういう面の、精神的、物的な面の緩やかなもとに戻す過程における一としていただくように、これは私たちは最

善を尽くしていかなければならぬというふうに思っております。

もう一点は、やっぱりこの2度にわたる大災害、これを反面教訓といたしまして、この災害により大変なご苦労、あるいはご心配、あるいはまた危機感を持たれたわけですが、これを糧といたしまして、あつてはならないわけですが、先ほどの宮下議員のお話ではございませんが、要するにもう災害は忘れたころではない、これはもう死語となっている現在、やっぱりどういふ災害が襲ってくるかわからない。それに備える体制強化を改めて進めていかなければならぬと私は思っています。

これは、先ほど宮下議員の質問でございましたが、やっぱりこれは災害時における情報伝達、これを最も急務を要すると私は思います。大災害が起きたときに、どんな災害が起きているのだから、そういうものを我々いち早くキャッチできると、あるいはそれに速やかに、迅速かつ的確に対応できるような体制を整えていかなければならない。こういうものをしっかりとやっていかなければならない。そのための体制づくり、自主防災組織、今各集落にお願いをしているわけですが、あわせて、一たん緩急あったときの資材のやっぱり備えとか、あるいは防災訓練等々を重ねながら、皆さんのお手元に行っていると思います地方議会人ですか、ちょっときのうだか来たのを私見せてもらいました。特に防災に対する要めのことが書いてございましたが、一番大事なことはやっぱり自らの安全は自らが守るといふ、そういう一つのマインドをしっかりとお互いが持つておらなければならぬ。最近、出雲崎町においては余りないと思うのですが、津浪とか、あるいは大雨が降りますよ。危険だから避難してくれと言っても、なかなか最近避難をしないというのが現状です。言うなれば、津浪警報で危険ですから待避してくださいと言っても実際は津浪は来ない。オオカミ少年的な、もう私はそういう警報を忘れていても避難をしないというような傾向が今生まれつつあると。これはあつてはならない。そういう意味の関与というものについても、私はやっぱり積極的にこれから皆さんと力を合わせて、町民各位の理解に対して行政としても積極的にこれらを進めてまいらなければならぬと。平時にあつて乱を忘れずと。これを常に心がけていきます。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 町長の力強い姿勢を伺うことができました。町長が述べておられるように、形は確かに復興、整ってきたと思います。今後生活者が、そういう被災を受けられた皆さんの生活がこの後はなかなか本当に大変な時期が来るだろうと、そこが一番心配されるわけでありまして、今日に見えるものが片づいたからいいのではなくて、町長が力強く言われたように、その後十分行政も目配りをする、気配りをしていくという姿勢を保ち続けていただきたいと、かように思うわけがあります。これで2番の質問を終わります。

それから、3番目でありますけれども、いよいよ合併問題ということでこれから触れますけれども、この辺は若干町長と私が意見を異にするところだかもわかりませんが、これはこれから

申し上げますので、よろしく申し上げます。

今までの議会答弁で町長が現在までこられた考え方を一言でまとめれば、議会と町民と相図って次の進路を決める、あるいは合併に備えると、言葉の告げ方、いろいろありましたけれども、4年間ぐらいの間にそんなようなお答えで述べてこられましたし、それから去る3月議会で町長の総括とも言うべき中野議員の質問に対して6点に要約されてお答えをされているようであります。それも私も一通り目を通してきましたけれども、そういう状態であります。

それはそれとして、後でまたいろいろ論議になるかもわかりませんが、県内は4月時点で言うと31市町村になりました。このうち20が市で、町村は11であります。それだけ少ない数になったということで、これは事実であります。

それから、今進められた合併新法が21年度末ですから、22年の3月の末で期限切れとなりますし、それから第29次地方制度調査会、特にこの中でも専門小委員会の論議の中身も詳しく私は承知はしておりませんが、ここが一番問題になってくるだろうというふうに思います。この中での問題なのは、小規模町村に対する対策、方策であります。これは、言ってみれば1万人未満の町村をどうするかという論議に尽きるのだろうと思いますけれども、それともう一つは、道州制への移行という問題がいよいよ、何か遠い先の話のようではありますけれども、やや身近に感じてきたと、そんな感じがいたしております。いずれにいたしましてもこの合併なり、いろいろ踏まえた中では、きょう考えて、あしたすぐ実施できる、実行できるものではありませんので、慎重に考えなければなりませんけれども、先ほど私が申し上げましたように、地方制度調査会の中の動きで言うと、法令に義務づけのない自治事務と義務づけのある自治義務のうち、窓口サービスだけを処理し、それ以外は都道府県が担う、あるいは近隣の大きな中核市が担うというような中身がちらほらしているようであります。この辺が私が一番気になるところであります。そんなようなことが話になっております。

そんな状況でありますし、先ほど来第1点、第2点の質問に対しても町長はしっかりと行って、まあまあ、そこそこに進んできたし、それが軌道に乗っているとすれば、きょうあした合併せいという話を私が申し上げているわけではありませんけれども、次なる行動といいますか、考えをそろそろ町民とも話をしてもいい時期に来たのではないかというふうに考えますので、まず町長の所見を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 3点目についてお答えいたしますが、ご承知のようにかつて3,232あった市町村が現在は1,877市町村、減少しております。特に新潟県におきましては、かつての112市町村が31市町村、約72.5%減少したと、これは広島県に次いで第2位でございます。

さて、ここにまいりまして、平成の大合併の光と影の部分が出てまいっております。皆さん、どう受けとめておられますか。こんなつもりではなかったという嘆き節だけではないかと私は受けと

めています。合併してよかったというところがあったらお聞きしてみたい、そのように私は申し上げておきます。

そういう中で私の所見を申し上げますと、要するに平成の大合併は、どうでしょうか、特例債、合併による建設事業、大アドバランが上がりました。今どうですか。全部しりすぼみではないですか。要するに単なるあめをちらつかされて、それを消化する努力をしなかった、検証する努力をしなかった、いわゆる消化不良に陥った中で単なる事実をつくり上げた、これ大失敗だと私は思います。平成の大合併は、果たしてよかったのかと、あの合併はよかったのかどうか。やはり当町におきましては現状維持でよかったと、私は私なりの考え方を申し上げます。ご批判があったらお受けいたします。

さて、また道州制という問題が取り上げられておりますし、その中における今お話のございました合併しない町村にはいわゆる自由制限をしたりと、これ水平保管と言います。私は絶対反対ですし、新潟の町村は全部反対しておりますね。だから、私はこういうような、この道州制の問題もそうですよ。地方分権、地方分権、権限を移譲して税源移譲はどうなるのか。何も一つもできていない。きのう皆さん、新聞見られましたか。きのうの新聞。国が要するに出先機関の408にわたり地方に権限移譲を求めてどのような対策を立てるのかと、各省庁に問いただしたところ、時間が経過しておりますが、まずゼロ回答ではないですか。各省庁は既存の権限と権益を守ると、地方に権限なり財源を移譲するという気持ちはないのですよ。そういう中に、単に言葉だけ踊って、道州制、道州制、道州制によってどういう国の果たす役割、地方の果たす役割、権限移譲、税源移譲はどうなって、どういう形の中で地方がよくなるのか、そういう問題は一つも取り上げていない。単なる机上の空論ではないですか。私机上の空論と言いたい。これは、はっきり言ってそうですよ。きのうのやっぱり新聞に出ていた。民主党はマニフェストを出しましたね。小沢さんは、要するに今の1,877の市町村を5年、10年後に大体700から1,000にしたい。そして、すべてある程度の権限は地方に移すと。国の果たす役割は防衛、外交、危機管理、司法と言っておりますね。果たしてできますか、こんな今の状況で。どうですか。そうでしょう。そんな単なる付和雷同して、さあ、道州制が出ますよ。皆さん、合併をどうしますか。そんな今論議をする段階ではないと私は述べますよ。私は、今の段階で町民に今道州制が叫ばれておりますが、どう対応しますかと、問題を投げかける必要ございません。何もわかっていないではないですか。私は、前者の轍を踏む必要はない。そのように考えています。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 町長の考えは、全くそのとおりだと思いますし、今道州制と町村の生き残りに関してはちょっと別のレベルで考える必要があると思うのです。同じ量の中で考えられないと私は思います。それはそれでいいのですけれども、せっかく町長が今言われたので、道州制に関して言えば、国が今の体制、行政の国の組織をきちんと守っている以上は、絶対に私もならぬと思います。

これは、町長と全く同じです。それはそうだと思います。そんなような形では、地方に税源を含めたそういう権限移譲するなんて、これは無理だというふうに思います。

そこで、とにかく町長、ここが大事なのですよ。町民の中では、当面単独だという考え方の人がかなりいますよ。いや、私は当面単独だと。当面単独というのは、であればその当時で言えば、まず五、六年だろうという町長、年限まで言ったはずであります。だから、5年あるいは6年と言え、もう1年か2年あるだろうというふうに思いますし、私も当然この今の合併法が切れるまでに合併になるなんて、そんな大それた考えは思っていません。思っていませんけれども、ただ町長はそういう立場でいくと言った以上は、やっぱり議会と、あるいは町民と相図って、それではよし、町長が今言ったとおり、そういう形で町はいこうと。だから、当面単独ではなくて、自立をするという宣言をしていいのではないですか、そうであったら。だって他の町村はどちらかといえば、単独ではなくて、もう自立していくのだという、はっきりした意思を持って執行されていると思います。はっきり言ってそうだと思います。我が町は、まだ残念ながら自立だという考え方を言った覚えもないし、私どももそういうふうに聞いた覚えもありません。当面単独という立場で推移してきたのは事実であります。町長、その点をまず確認します。どうですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほどから申し上げておりますように、平成の大合併を検証してみると。時代は変わっているのですよ。我々も合併しなかったことによって交付税が減らされる、いろいろなペナルティーを課されるというものには一時は戦々恐々とした。しかし、現実的には今度は逆ですよ。そうでしょう。今政府も新しいので、22日、自民党総裁出る。総裁候補の中のすべてが小泉改革に対しては、小池さん、どうかわかりませんわ。小泉改革に対しては、これは民主党もそうですよ。すべてがそうだ。大改革は必要とするが、緩やかな改革でないと、地方が疲弊すれば国も悪くなるということなのです。だから、状況は刻々と変わっているのですから、状況の変化を見きわめた中に柔軟に対応するということは大事なのです。あなたあれですか。おとといの日本経済新聞見ましたか。第1面に出たでしょう。定住自立圏という、総務省出した。これはおもしろいですよ。私はこれでいくべきだと思う。中心地を中心にして医療から保険から、そういうもろもろの問題、公共施設の問題等々を中心地を中心にして周辺の町村がすべてお互いが検討しながら、いわゆる定住的な今の町村の姿を残しながら、その中で相補完し合いながら、地域全体を盛り上げる。私は、これだと思うのですよ。だから、ただ合併だ合併、合併をするしないという根拠というのは、私は今のところ町民に対して合併をどうしますかと問題を投げかける必要ないと思っています。

○議長（中川正弘） 3番、南波議員。

○3番（南波榮一） 何も私の題目が合併であるけれども、私もそんないわゆる合併してもいいという考え方を申し上げているわけでなくて、今までの流れ、経過がずっとあるので、それで町長はここにきて、いろいろそういう流れや状況を判断して、これは合併しないほうが非常にサービスは行

き届くし、いいということでもあります。私もこの震災の状況を見てみると、いや、町長の判断、間違っていないなと実は思うので、何も町長の考えは全部反対だと申し上げているわけではありせんよ。いいのは全くいいと、本当にそう思います。

そこで、時間も来ますけれども、やはりもっと素直に、今町長、それをおっしゃっているので、そういう形でちょっといこうではないかという話をひとつ率直に投げかけてほしいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） しかし、私は率直に申し上げまして、今のこの厳しい状況の中で、議会もそうだと思うのです。私もそうです。やはり町民の負託にこたえるためには、それなりの信念があるなら信念を通しながら、強力なるリーダーシップをとる。それに対するご批判をいただく。率直にご不満をいただいて対応するというのが自治ではないですか。それが私たちに課せられた役割ではないですか。私そのとおりでいきます。

○議長（中川正弘） 南波議員、時間ですので、最後まとめてください。

○3番（南波榮一） いやいや、終わります。別に町長と対立しているわけではないので、私も基本的にはやっぱりそうやってほしいという願いが心の中にあるので申し上げたので、いつかの機会に、住民懇談会等は今のこの震災の復興のさなかでありまして、恐らく無理だろうけれども、1年に1回ぐらい住民の中へ出向いていっていろいろ論議したいというお話があったはずでありますので、それらを思い起こしながら、私もいろいろ意見を申し上げましたけども、決して町長の考え方は全部だめだなんて申し上げておりません。そのとおりで、いいところは非常にいいというふうに思いますので、ひとつそのことをお願いをして終わります。ありがとうございました。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、田中元議員。

○9番（田中 元） 時間が10時半なので、休憩が入るかと思いましたが、入らないので、では3番として私がやります。

ここのところずっと農業問題だけでもって、田中、何考えているなというような気もないわけではないと思いますが、やはり今現況の状況を判断しますと、第1次産業の農業に対する考え方をやっぱりある程度しっかり持って地域の活性化に結びつけていくような状況に持っていかなければならないと思って、また似たようなことになるかもわかりませんが、質問させていただきます。

特に今回減反政策による農地の荒廃、これは相当進んでおります。それで、現在の当町の水田状況というのは昭和40年までの食糧増産運動の結果、米余り状態ができて、昭和42年から国の政策で減反政策が始まったと。休耕田が発生しました。水田として耕地利用が難しくなり、水田の放棄地が多くなって現在に至っているのが今の水田の状況です。

先月の全員協議会でさわりをちょっと申し上げたのですが、農業委員会では荒廃地の調査を数年

前から実施されており、当町の現状の把握についてはほぼ終わっているかと思われます。新聞などの報道によりますと、国、県の指示では今年度中にその荒廃地の解消計画を作成しなさいというふうに報道されております。当町の進捗がどの程度なのか。また、町長がこの解消計画に対してどのような考えをお持ちなのか。考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 荒廃水田の再生について質問でございますが、荒廃水田、いわゆる耕作放棄地の解消を図ると、その現状を把握し、それぞれの状況に応じ対策を講じていく必要があるということから、国は平成20年度におきまして全国的に耕作放棄地の調査を行うことになっております。このため新潟県の農林水産部、農地部でも5月16日、全県の市町村、農業委員会の耕作放棄地対策担当者会議を開催し、説明がなされました。当町では、この会議を受けまして、調査の円滑な促進を図るために6月議会の一般会計農業委員会費の歳出補正予算で新規に臨時職員賃金等を上程させていただき、全会一致で可決をいただいております。耕作放棄地の調査を町、農業委員会、農協、農業共済が連携、協議して行うことといたしております。

調査の現在までの進捗状況につきましては、2回の打ち合わせ会議を終了し、9月26日開催の第3回の農業委員会総会後、航空写真、地形図、公図等による内容調査、室内における調査。それで、10月中旬には外における概要調査。これを行う予定になっております。調査の結果につきましては、11月28日まで県へ報告することになっておりますし、また解消計画につきましては平成21年1月15日までに県へ報告することになっております。

解消計画につきましては、所有者による耕作、担い手等買い手による耕作、企業等の農業算入、畜産農家による利用、農園、景観作物による植栽等々が考えられますが、当町といたしましては従来からの方針どおり、まあまあ、よくなる農業経営形態というものに対しましては積極的な支援を惜しまず、高品質、また安全、安心、おいしいというものを買っていただける、そういう全体的な農業振興というものに対しまして努力してまいりたい。また、ご支援も賜りたいというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 県のほうのお話を今聞いたわけでございますが、実際に今年からと、こういうふうにおっしゃっておりますが、農業委員会で既に去年、おとしあたりから現況調査をされているはずなのです。それで、今ここへきて県の指示で航空写真これから撮るのでしょうが、実際に農繁期のときに撮ったほうがいいのか、今のお話ですね。それとも秋、耕作が終わってから撮った方がいいのか。それはなかなか難しいところだと思うのですよね。要は現況がわかるように撮らなければならない。航空写真はすぐれた技術がありますので、いつ撮ってもわかるようにはなると思いますが、やはり現況の中で見てみましても相当数あります。

それと、この間8月27日の日報の新聞の4面で出たのを実は私全員協議会で申し上げたのですが、

このときに既に農水省はどうしようとも、来年度からの予算においてはそういう荒廃地に対する整備だとか、それから営農を再開するので交付金を出すというふうに言っておられますが、そういうような使い方についても当然町では考えて、次の方向に進んでいかなければならない。要は新年度の予算ですから、これだけやったよと言われて、はい、そうですか。では、これ何に使いますというわけにいかないと思いますので、その辺の計画はこの年度内にきちんと立てられるものかどうかというのをもう一度お伺いします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今回国の方針における荒廃地の再生ということにつきましては、今田中議員さんが持っておられますように、これはあくまでも2009年、来年度の農林水産関係の概算要求3兆円の中における230億円、これがいわゆる荒廃田再生をするための予算措置として要求をされている段階ですね。そして、その内容はその耕作地のあるいは障害物、あるいはそれを再生するためのいろいろな条件整備、最大限7万5,000円、予定は。報道されておりますと。

さて、そこで私は、今田中議員さんも大変心配され、私たちも心配しているのですが、今調査を進めておりますが、果たして私は出雲崎町の現状の荒廃地、非常に後ろ向きの発言で、また議員さんに怒られるかもわかりませんが、これから実態が出てまいります。荒廃地の再生に関しまして7万5,000円の補助金をいただいて、そこに何をつくるのか、特例作物として。そういうふうになるわけなのです。少なくとも私は想定ですが、今出雲崎町が荒廃地として認められるところは完全なる荒廃地ではない、場合によっては荒廃地のように見えてもいわゆる休耕田、いわゆる調整田として活用されているところが多いのではないかと。私はその懸念がありますね。それを再生をして、例えば田んぼにするということになれば、今の減反政策に相反するわけですから、これは不可能、そうすると特例作物なり、さっき私が申し上げましたように畜産関係、そういうもの、果たしてペイをするのかどうか。今の現状は、率直に申し上げまして、出雲崎500ヘクタールの耕作地は、平たんな耕作地をいかに守るか。この平たんな耕作地さえも後継者難、あるいはまた高齢化、もう大変厳しい状況にきている。これを守るために私たちはどうしなければならないところにまた荒廃田を復活して、だれがどれを管理してやるのかと。現実的な問題を申し上げるのですよ。趣旨としてはわかります。内容はわかるのですが、とかくさっきのように国の施策というのは、農政というのは猫の目のように変わってしまうのです。そういうまだ具体化していないのですよ。これは、あくまでも概算要求でこういうことをやりたいと言っているのですから、果たしてそうなった場合にそれはどのようなことになってくるのかというような非常に私はデリケートな、単に新聞報道を我々は受けとめて、それをチャンス到来とは受けとめておらないというのが私の現実です。しかし、これからどう展開するか、まだわかりませんが、要するに新聞報道によれば来年度の概算要求の中に230億円を要求するというのですから、果たして通るか通らないか。だから、今から町はどうしますというまだ段階ではないと私は思うのですね。だから、そのための綿密なる調査をして、どう対応する

かというのが現段階ではないでしょうか。

議員さんのおっしゃることも十分もわかりますので、私たちもこれ前向きに受けとめながら、実際の現状をしっかりと把握をして、荒廃地なのか、あるいは調整水田として他の作物なり、あるいは樹木が植えられているのか、その辺を認識、確認をしながらその中にどうするか。しかも、その中の所有者はどう考えるか。もういろいろ問題があるのですよ。単純に単なる計算どおりにいかないというのが私は現実だと。趣旨は十分わかりますので、調査を綿密に進めて、今どうするというわけにいかないのですね。要するに現状をしっかりと把握をして、耕作者がどういう考え方を持っているか、その辺を追跡調査をしながら結論を出していきたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、田中議員。

○9番（田中 元） 一括質問でございまして、最後になりますので、質問というか、私の考え方や、また、確かに今町長がおっしゃるように新聞報道、テレビ報道だけではだめだというのですが、やっぱり新聞報道、そういうものが自然にこの現実のものになっていくのではないかというふうに思われます。

それで、申し上げます。9月5日の全国農業新聞では、水田有効利用を今2009年度の農水の予算が526億円だという報道もされております。

また、9月12日のやっぱり同じく全国農業新聞なのですが、これには今度米粉、生産流通の拡大をしろということで今町長のおっしゃった有効水田というか、調整水田になっているもの、そういうものに拡大、結局交付金をつけて拡大させて、そっちのほうに力を入れて、米でやって、それも一応減反政策の生産調整として、苦しむ現場の農家にやると。これは、当然小麦の高騰によるまた代替措置のことで、確かに今町長がおっしゃるとおり、農業政策というのは猫の目のように変わります。3年もてばいいほうで、下手すれば1年ごとに変わっているのですよね。去年の私の一般質問で担い手の問題で、作付耕作面積が幾らでなければだめだというのに、今現在はもう全然規模を抑えた形の中で、本人が意思があれば、面積はそう無理言わないでも担い手にすると、認定農家にするまで変えてきているのですよ。これでは幾ら農民が頑張っても何やっても通らないと思うのですね。私も少しながら農家の端くれですから、やっていますし、私ごとで恐縮ですけども、荒廃地の今始末を始めました。自分のものではなかったものが、ある事情により自分のものになりましたので、今現在やっている最中ですが、それにはいわゆる一つ考えるのが田んぼで言えばヒエなのだそうですね。雑草のヒエではなくて、牧草用のヒエがあります。これをつくるとこういう出雲崎のような湿地帯でも十分牧草の飼料としてつくれるというようなこともやっぱり技術者からの報道で出ています。

ですから、そのようなことも考えれば、町の農業政策の中にそういうものはやっぱりできれば先取りして、荒れている調整水田に一番稲が作りやすいわけですし、現につくって、それを今度逆に施設整備にJAだとか、そういうものに補助金出して、施設をつくるのにも補助を出すと行って

いるわけですから、そういうもので米紛にして米をつくられる、それも生産調整の一つになるということになれば、やはり荒れた水田、田んぼを打ったり、あるいは水をためて、混ぜて草を生やさないようにするだけではなくて、やはり青々とした稲が実り、秋に収穫されるとすれば、米の粉になるような、そういう補助事業、これは行政だけではだめだと思います。JAがそこまで考えて、作物をつくって、新たなほうに2次加工して販売するというようなことに農家の意識を高揚していかなければ、町長がおっしゃるとおり平地でも多分今まで以上に荒廃地が出ると。その辺は、十分やはり行政の政策として考えられて、先取りをすることも必要だと思いますので、前向きに考えてお願いしたいと思います。私の質問は終わります。

○議長（中川正弘） それでは、ここで暫時休憩します。

（午前10時40分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前10時50分）

◇ 田 辺 雅 巳 議員

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を続けます。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） きょうは、私はじっくり1点に絞って、町長の特別養護老人ホームやすらぎの里の増床について幾つかお聞きし、議論したいと思います。

まず初めに、ことしの2月に町長選挙がありましたが、町長は選挙前後に町民の方と対話されたと思います。

そこで、一つとして、その中で在宅介護者ご家族のご苦勞をご覧になっていらっしゃいますか。できれば感想もお聞きしたいと思います。

2つ目として、町民の方から特養ホームの増床などの要望がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、その要望についてどう思われたか、お聞きしたいと思います。

それで、4番目に、最近特養ホームの待機者が何人おられるか、お聞きしたいと思います。

5番目に、待機者について町長はどういうふうなご感想をお持ちですか。

町長、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。前段介護保険の関係とか、あるいはまた今町の現状をちょっとお伝えしたいと思ったのですが、議員さんから簡潔に、単刀直入のご質問いただきましたので、改めてひとつご質問にお答えしていきたいと思いますので、とり

あえず基本的な考え方を申し上げます。また、次なる質問の中でさらに具体的にご質問にお答えするところはお答えしていきたいというふうには思っていますので、お聞き届けいただきたいと思えます。

まず、私も在宅で寝たきりの方々のベッドまで行ってちょっとお話を承ることがございました。また、それを介護されている方ともお話もさせていただきました。これは、我々が外でかいま見ておるより以上に精神的にも、肉体的にも、経済的にも大変だなという感を深くいたしております。そのような中で町といたしましても、介護ホーム事業とか短期入所の問題とか手当の支給、あるいは町独自のいろいろな支援も行っているところでございます。

また、介護保険制度の中でも多様なサービス提供ができるよう、またサービス提供者への働きかけも含めて、体制づくりをしっかりとまた詰めてまいりたいというふうには思っているわけでございます。

また、自宅での介護が困難になった方から施設入所の希望を伺うこともございます。確かに切実な問題でございませぬ。介護保険制度における施設サービスは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、あるいは療養病床等がございませぬが、寝たきりや重度の認知症の方は特養への入所を希望される方が多くいらっしゃいます。特養の入所順位は、かつて申し込み順というようなことでございましたが、現在は施設ごとに入所基準を定めて、入所判定委員会で介護度、あるいは家庭環境等々踏まえまして、必要性の高い方から優先的に入所いただく決定をしているというふうには聞いています。

当町の方で、やすらぎの里に入所を申し込まれておる方は、いわゆる入所待機者、ことし4月時点で78人。この中には、既に他の特養や老健施設に入所される方も含まれていると聞いております。

また、やすらぎの里以外の特養も含めると、当町の特養の入所待機者は93人と、そのうち在宅でおられる方が27人というふうになっております。

今後の施設整備につきましては、現在平成21年度から23年度までを計画期間とする第4次の介護保険事業計画を策定しており、同計画において介護サービスの必要量と供給量を定めるということになっております。

施設の整備可能数につきましては、国において要介護者の施設利用割合の目標を定めまして、総量を規制しており、圏域ごとに計画期間中の整備量、いわゆるベッド数を調整することになっております。

当町におきましては、現在までに必要相当数が整備されておまして、計画中、当町の区域内に施設を整備する場合は中越圏域内の市町村、長岡、柏崎、見附、出雲崎、刈羽、この調整が必要となつてまいるというところでございます。

また、やすらぎの里の増床につきましては、施設整備に当たりましては実施主体となります事業所の意向が優先されます。やすらぎの里におきましては、ご承知のように現在中越地震の災害復旧

事業を行っておりまして、その後の施設整備期間につきましても今後の財務状況、マンパワーの確保等々を含めまして、中期計画の中で検討していきたいというご意向もあられるというふうに聞いておるところでございます。

現在第4期介護保険事業計画を策定中でございますが、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本理念といたしまして、高齢者が身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが受けられますように、当町といたしましても整備、あるいはまたその対応もしてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ありがとうございます。

いろいろな介護サービス、対応というふうなことで述べられましたが、確かに中期計画で国、県、広域でベッド数は決められているということも確かだそうです。

それで、この待機者について入所できない問題点というのはどこに問題点があるのか。ただ、あくまでも計画がそうなっているからそうなのか。それとも別な方法で入所できない問題点があるのか。そこらもしわかったら町長、ちょっと聞かせていただきたいと思いますが。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 特別養護老人ホームに入りたくとも入れないというその要因は何かということですが、率直に申し上げまして、やすらぎの里ほか市町村におきましても町外でもですね、特別養護老人ホームの建設にかかわりまして、またそれなりの資金も、町の金も議会の皆様のご理解いただいて、拋出しながら、それに応じたいいわゆる入所枠をいただいております。

しかし、率直に申し上げまして、今まではそういう枠の中であらうごめいておるということでございますので、枠以外についてはなかなか私たちが入れてほしいなと思っても、これは私たち行政が今やっておるのではないのですが、行って入ってもらいたいなと思う方々がなかなか入れないというような現実があるということをご理解をいただきたいなと思っておるわけでございます。

○議長（中川正弘） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 最後になります。確かに町長は現状ご覧になっているかと思えます。その要望も多分聞いておられると思います。

それで、私は町長はそういう点ではご認識の上では私と一致しておるのです。そういう点では、私は在宅介護手当、町長は昨年予算で増額していただきました。十分とはいかないけれども、一定の評価をしております。しかし、家族の方は、待機者というのは老人ホームに入りたい、入れてもらいたいと思っただけで入っているのです。受け付けているのですよ。ところが、ベッド数がこれっきりもう決まっているからだめだと。そういう冷たい政治はないのではないのでしょうかと思っております。政治は、住民の方々の目線で、住民の要望についてどうこたえるかということが政治の目的であると思っております。

それで、私は幾つか、幾つでもないのですが、提案したいと思っております。その点について町長、ご判断とご協力、検討をお願いしたいと。特に広い心でお願いしたいと思っております。

まず、待機者がやっぱりどうしても入りたい、入れてやるというのが基本だと思っております。そういう点で増床をやっぱりつくると。

それで、その増床については基金を取り崩して増床するか。また、5年以内に計画的に基金をつくって増床するか。それを検討していただきたい。もしくは増床幅を多く入所できるように、増床できるように働きかけていただきたいというふうに思っております。そういうことで町長のご答弁をお願いして私の質問といたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 待機者が多いので増床しながら、要望にこたえるべきだということでございますが、いろいろな施設がございますが、特に公共施設の中で唯一つの住みか、そこに入所すれば、まず一生そこで終わられる、しかも安楽な中に、環境のいい中に終わられるというのが公共施設の中で唯一特別養護老人ホームなのです。それだけに今全国では38万人の待機者がいるのです。だから、これは新潟県だけ、出雲崎だけではないと思う。他にも同じ状況があるのです。それを全部かなえていくと、なかなか財政の面も厳しいし、さっきちょっと私答弁しましたが、マンパワーの問題、これが一番今問題ですよ。現在こういう介護施設、あるいはいろいろな施設を含めて働いている人たちが117万人いると言われております。117万人を確保するための有効求人倍率は1.74ですか、物すごく人が集まらない。こういう厳しい現状があるのですよ。マンパワー、さっき申し上げましたね。財政もさることながらマンパワー。

さらに、今のこの状況でいきますと、間もなくそういう施設に働く人が140万人必要とされているのですよ。推定ですが、140万人必要だと言われている。それをどう確保するか。これは大問題なのです。これは大問題になっているのですよ。きょうちょっと小林さんもおいでになっておりますが、これはもう現実なのです。そういうマンパワーの問題があるのですわね。

そして、今田辺議員さんがおっしゃっているように、基金を崩して金を出してつくればいいのかという問題ではないのですわね。これはさっき申し上げましたように、やはり計画もございまして、中越圏域の中で要するにあれば介護度4、5ですか。

〔「2から5です」の声あり〕

○町長（小林則幸） 要するにそういう段階の中で絞込まれているのですが、そういう人たちをただ希望するから入れてやりたい。それでいいのです。つくってやりたい。そういうのはやまやまなのですが、申し上げますように、これはやっぱり一つの計画があるのです。出雲崎も高齢化は進んでおりますし、待機者も多いのですが、さっき言いました長岡、柏崎、刈羽、見附もやはり多いのです。そういう全体が今の現状の中で今申し上げた、いわゆるその介護度はやっぱり2から5の方々を対象にやっているのですが、そういうものとか高齢化とか、全体のバランスを考えたと

きに長岡がもうどれだけの人を収容する施設を必要とするのか。そういう一つの数字的なものが出てくるのですよね。今回の21年から23年の中では、残念ながら今出雲崎は大体现状でいかざるを得ないというような数字が出ているのですが、率直に申し上げまして。あなたは勉強されているから、もう私が言わぬでもおわかりになっていると思うのですよね。それはわかるけれども、だから単純に行政がやるのではなくて、事業主体は、例えば特別養護老人ホーム、出雲崎で言えば、やすらぎの里、中越老人福祉会、この皆さんが中心になってやってもらって、行政がどういういわゆる力添えをするかということなのですよね。だから、事業主体の皆さんの今の現状、意見をしっかりと受けとめられております。だから、さっき申し上げましたように、今やすらぎの里はもう2回にわたる被害で、物すごい被害受けていますから。だから、そういう意味でいろいろやりたいことがあったのですが、それも中断せざるを得ないというような状況ですので、しばらくこの復旧が終わる段階で新たな計画の中でどうするか。やすらぎさんと私たち、マンパワーの問題、財政の問題、介護保険料も上がりますよ。上がるのですよ。もう大体30日超えますと、1カ月8,000円から1万円近く上がるのですよね。全体の皆さん管理している。介護保険の問題。そしてまた、マンパワーの問題等々いろいろ問題、金だけで解決できない。やりたいと思ってもやれないことがあるのですよ。だから、私たちは今居宅サービスとか訪問介護とか、あるいは訪問入浴とか、そしてまた訪問介護とか施設通所介護とか、そういう面に力を行政は添えながら、それまでの間をカバーしていきたいと、こう思って、町は町なりに相当努力しているつもりですので、しばらく状況を見守りながら、私も田辺議員さんおっしゃる気持ちはわかるのです。やってやりたい気持ちはわかるのですが、行政がすべてやるのではないのですので、総合的に今申し上げましたようないろいろな一つの状況判断を踏まえた中でひとついい方向に持っていくべく、またこれから努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（中川正弘） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時05分)

第 3 号

(9 月 22 日)

平成20年第5回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成20年9月22日（月曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 2 議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 陳情第 7号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について
- 第 4 陳情第 9号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情について
- 第 5 議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について
- 第 8 請願第 7号 国の権限の地方委譲に関する請願書について
- 第 9 議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 発議第 6号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第23 発議第 7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第24 発議第 8号 地域間格差を拡大する地方委譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続

を求める意見書について

第25 発議第 9号 「非核日本宣言」を求める意見書について

第26 発議第10号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書について

第27 発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

第28 発議第12号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書について

第29 発議第13号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書について

第30 議員派遣の件

第31 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	南波榮一	4番	田辺雅巳
5番	山崎信義	6番	中野勝正
7番	宮下孝幸	8番	日山正雄
9番	田中元	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

陳情第7号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について

請願第9号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、日程第2、議案第59号 出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、陳情第7号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について、日程第4、陳情第9号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情について、以上議案2件、陳情2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件、陳情2件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） 去る9月12日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案2件、陳情2件を審査するため、9月12日午前11時10分より議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

議案第58号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第59号出雲崎町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件は、慎重審査の結

果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第7号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情は、核兵器のない世界を実現するため、日本政府は核兵器の根絶の提唱・促進と非核三原則の厳守を国内外に強く呼びかけるべきと思われます。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

陳情第9号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費（私学助成）の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情については、私立高校と公立高校では、学費や教育条件に大きな格差が生じています。子供たちが学費を心配せずに、私立高校で学べるようにすべきと思われます。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号から陳情第9号まで、総務文教常任委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第58号を採決します。

議案第58号に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決します。

議案第59号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第7号を採決します。

陳情第7号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号を採決します。

陳情第9号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について

請願第7号 国の権限の地方移譲に関する請願書について

○議長（中川正弘） 日程第5、議案第60号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第61号 出雲崎町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第62号 柏崎地域土地開発公社定款の変更について、日程第8、請願第7号 国の権限の地方移譲に関する請願書について、以上議案3件、請願1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件、請願1件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る9月12日の本会議において本委員会に付託された議案3件、請願1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月12日午前11時10分より1階応接室にて、説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第60号については、質疑、意見としましては、暴力団員を町営住宅に住まわせなくする方法として、警察から情報をいただく。

採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第61号、議案第62号については、質疑、意見、反対討論などはなし。

採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

請願第7号については、紹介議員から説明を求める。

地方分権が進む中で、地域間格差が拡大し、地域住民の安全で安心な生活が確保されないことが予想される。これまでと同様に、国の責任において防災・生活関連の整備、維持管理を行うこと。

また、出雲崎町を横断する一般国道116号、引き続き国の直轄管理で行うこと。

採決の結果、賛成全員で採択と決しました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号から請願第7号まで、社会産業常任委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第60号を採決します。

議案第60号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号を採決します。

議案第61号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第7号を採決します。

請願第7号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第63号 平成19年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第64号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第65号 平成19年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第66号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第67号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第68号 平成19年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第69号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第70号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第71号 平成19年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、田中政孝議員。

○決算審査特別委員長（田中政孝） 去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第63号から議案第71号まで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、9月17日午前9時半から、小林町長以下説明員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。審査に当たりましては、決算書などにに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告します。

町税の徴収率は、全体で0.2%減少している。減少要因については、十分理解できるが、さらなる徴収努力を望む。

特別会計の収入未済額解消についても一層の努力を期待する。

今後とも安定的な予算運営が可能となるよう、収支計画の確立などを望む。

高齢者筋力向上トレーニング事業は、目的に沿って効果を上げておりますが、町民の健康づくりに器具の有効活用を図り、一般町民も使用できるような体制づくりが必要である。

各会計で収入未済額が発生しないよう、さらなる配慮を求めたいなどありました。

以上のような経過を踏まえ、採決した結果、議案第63号から議案第71号まで議案9件については、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長の報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号から議案第71号まで、決算審査特別委員長報告9件を採決します。

最初に、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第64号から議案第71号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号から議案第71号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第64号から議案第71号まで議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について

議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、日程第19、議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第74号 平成20年度出雲崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、日程第21、議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中政孝議員。

○予算審査特別委員長（田中政孝） 去る9月12日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案4件を審査するため、9月18日午前11時15分より本会議場において委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過につきまして報告いたします。

議案第72号 平成20年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号）について、議案第73号 平成20年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第74号 平成20年度出雲

崎町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、議案第75号 平成20年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上4議案につきまして慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号から議案第75号まで、予算審査特別委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号から議案第75号まで議案3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号から議案第75号まで議案3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第73号から議案第75号まで、議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第6号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第22、発議第6号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第6号について提案理由の説明

をいたします。

このたび地方自治法の改正に伴いまして、関係する2つの条例を一括して改正するものであります。

第1条、出雲崎町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、地方議員の報酬について、ほかの行政委員会の委員等から分離し、独立の条文として規定されるとともに、報酬の名称を新たに「議員報酬」に改められたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、第2条、出雲崎町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正につきましては、町議会政務調査費の交付に関する条例の根拠条項が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、改正地方自治法の施行日と合わせ、本年9月1日から遡及適用するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（中川正弘） 日程第23、発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第7号について提案理由を説明いたします。

このたびの地方自治法の改正に伴い、全員協議会を会議規則に定めるところにより、議案の審査、または議会の運営に関し協議、または調整を行う場として正規の議会活動に位置づけることができるとなりました。

このため、当町議会におきましても地方議会の活動の充実・強化、積極的な議員活動の展開をしていくため、会議規則に第15章、全員協議会の規定を新たに設けるなど、法律の改正趣旨に沿った規定の整備をするため、このたび所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号 地域間格差を拡大する地方委譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第24、発議第8号 地域間格差を拡大する地方委譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） ただいま議題となりました発議第8号について提案理由を説明いたします。

これまで重要な河川・道路の整備・維持管理等は、国の責務として行う中で、一定の水準が維持されてきているところではあるが、2007年4月に設置された地方分権改革推進委員会では、これらの管理権限を都道府県に委譲するよう勧告がなされました。

これまでのところ、勧告の中では委譲の財源措置など、具体的な方策は一切示されていないのが現状であります。災害は忘れたころにやってくるのではなく、今では大規模災害がいつでも、どこ

でも発生しているのが現状であります。すべての地域住民が安全・安心に暮らせること、また平等・公平なサービスの提供のためには、地域間格差が拡大するおそれのある地方委譲は行わず、これまでと同様、国の責務で行う必要があります。

また、本町を横断する国道116号線は各産業を支え、地域住民の生活を支える最重要な路線であり、今後の維持管理・交通安全を含めた道路整備を行っていくためにも、引き続き国の直轄管理が必要不可欠であります。

よって、政府関係機関におかれましては、地域の実情を鑑み重大な支障が生じないようにしていただくため、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号 「非核日本宣言」を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第25、発議第9号 「非核日本宣言」を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第9号について提案理由の説明をいたします。

私たちの日常生活の安心・安全は、絶えず世界中の紛争や核兵器の驚異にさらされているのが現状であります。近くにおきましては、北朝鮮の核実験・核開発計画など、新潟県にとっても対岸の火事ではありません。日本は世界で唯一の被爆を受けた国であり、核兵器の根絶を求めていくことは、日本政府の責務であります。

このため日本政府が核兵器の廃絶の促進などを世界に呼びかける非核日本宣言として国内外に宣言し、平和で公平な世界の実現のために尽力されることを求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第26、発議第10号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、田中政孝議員。

○総務文教常任委員長（田中政孝） ただいま議題となりました発議第10号について提案理由の説明をいたします。

県内の高校に通う私立高校の生徒は現在約1万2,500人で、県内高校の18%を占めております。高校教育の両輪の一つとなっております。

私立高校は、教育基本法を初め学校教育法・私立学校法により公教育とされながらも、国・県からの公費負担や学費負担などにおいて、公立高校と大きな格差が生じております。

このため、保護者や生徒が私立高校に安心して入学・学び続けることに困難や支障が生ずることのないよう、私学助成の増額・拡充を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第27、発議第11号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、田中政孝議員。

○2番（田中政孝） ただいま議題となりました発議第11号について提案理由を説明いたします。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、いわゆる過疎対策法が制定されて以来、時限立法として3次にわたり特別措置法が制定され、過疎地域における生活環境の整備・産業振興の整備に寄与してきたところであります。現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末をもって失効するということは、既にご案内のとおりであります。

本町にとりましても多くの事業財源を同特別措置法に基づく過疎債に依存しているものであり、これが失効するということは、本町の財政基盤の根幹にかかわってくるものであります。

過疎地域は、豊かな自然環境・歴史文化を育んでいる国民共有の財産・地域であり、近年の地球温暖化の防止など、多面的な役割も担っております。

以上のことから、私ども過疎地域の住民にとっても、都市に暮らす住民にとっても安心・安全な暮らしに寄与している同特別措置法をさらに充実強化し、新たな過疎対策法として制定されるよう、強く要望するため意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎発議第12号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する
意見書について

○議長（中川正弘） 日程第28、発議第12号 道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） ただいま議題となりました発議第12号について提案理由を説明いたします。

去る6月に閣議決定された骨太の方針2008等に基づき、平成21年度から道路特定財源の一般財源化が盛り込まれたことはご案内のとおりであります。

しかしながら、現在地方においては極めて厳しい財政事情の中で、道路予算に一般財源や借入金等を充当しているなど、一般財源化に当たっては地方財源の充実強化を図らなければなりません。

また、平成16年の中越大震災・昨年の中越沖地震、直近では岩手・宮城内陸地震など、多発する災害における被災地の住民の救助や災害復興に際し、改めて道路の必要性和重要性を痛感いたしましたことは、皆様方も記憶に新しいことと存じます。

本町では、多くの地域が中山間の地形を呈し、公共交通機関などが脆弱なことから、生活や経済活動など、すべてを自動車交通に依存し、道路はまさに暮らしを支える生命線となっております。

以上のことから、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修等に支障が生じないように、地方の道路予算の確保を求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

◎発議第13号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第29、発議第13号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、日山正雄議員。

○8番（日山正雄） ただいま議題となりました発議第13号について提案理由を説明いたします。

近年の食品の安全を揺るがす食品偽装事件、あるいは振り込め詐欺等詐欺行為の多発など、消費者を取り巻くさまざまな分野で消費者被害が相次いでおります。

このような中、政府は消費者・生活者重視への政策転換・消費者行政の一元化・強化を打ち出してはおりますが、苦情相談への対応処理など、現行の体制では対応できない状況にあります。

このため、一刻も早い被害情報の集約体制と国と地方のネットワーク体制を構築し、苦情相談に迅速かつ適切に対応処理ができるよう、地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充・強化をするため、必要な法制度の整備・財政措置を講じることを求め、意見書を提出するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご賛同くださるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。地方自治法及び会議規則の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第31、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成20年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時12分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 南 波 榮 一

署名議員 田 辺 雅 巳